

2019年度大学評価受審用

点検・評価報告書

産業技術大学院大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	16
第4章 教育課程・学習成果	19
第5章 学生の受け入れ	30
第6章 教員・教員組織	35
第7章 学生支援	44
第8章 教育研究等環境	52
第9章 社会連携・社会貢献	61
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	66
第2節 財務	75
終章	78

序章

産業技術大学院大学は、学則に書かれた「学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする。」という目的を達成するために公立大学法人首都大学東京が平成 18 年 4 月に開学した専門職大学院大学である。平成 18 年開学時には情報アーキテクチャ専攻一専攻でスタートし平成 20 年には創造技術専攻が設置され 2 専攻の専門職大学院として現在まで運営してきた。そして、開学から平成 31 年 4 月春季入学式までに合計 1,300 名の学生募集を実施し 1,370 名の学生が入学し 968 名が修了した。現在 22 歳から 75 歳までの年齢、職業、職掌、国籍の異なる多様な学生が学んでいる。

専門職大学院は法に定められた 5 年以内毎に実施する分野別認証評価と 7 年以内毎に実施する機関別認証評価を受審する必要がある、本学では開学以来二つの専攻が一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)によるそれぞれ 2 回の分野別認証評価を受審し適合との評価結果を得ている。また、平成 24 年度に実施された独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価においても大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果を得ているところである。

この平成 24 年度に実施された独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価によれば主な優れた点として、次のことが挙げられた。

- 年度評価の結果を教員の業績給に反映している。
- チーム学修による実務実践的教育手法である PBL 型教育を全面的に取り入れ、PBL 外部レビュー制度により産業界のニーズにあった教育研究を実現している。
- 録画された授業をビデオライブラリ化し、めまぐるしく進歩する産業技術に関する情報を e-Learning コンテンツとして卒業後 10 年間無料で視聴可能とする制度(AIIT Knowledge Home Port 制度)を導入している。
- コンピテンシーの獲得可能度合や予習・復習についての具体的な指示を記載する等、学生がシラバスを活用しやすいよう工夫している。
- 科目等履修生として単位を修得後に、正規の学生として入学した学生について、既修得単位に応じて授業料を免除・減額する AIIT 単位バンク制度を実施している。
- 平成 20 年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に当該大学が事業推進代表校として提案した「教育の質を保証する効果的な FD の取組」が採択され、学習ポートフォリオの導入、授業設計に関する e-learning 教材の開発等、教育内容・方法の改善に向けた各種の取組が行われている。

一方、主な改善を要する点として、次のことが挙げられていた。

- 修了生に対する体系的・組織的な意見聴取が行われていない。
- 自己点検・評価に必要な教育活動に関する資料やデータについては、その都度、ワーキンググループが収集・分析しているが、十分とは言えず、継続的に収集・蓄積・分析する体制の構築が必要である。

これを受けて本学では修了生アンケートの実施方法を検討し、学位授与式の時期に修了予定者に対するアンケート調査を毎年実施することとした。さらに、平成 28 年度よりホームカミングデーを実施し、その際に本学修了後の学生の状況などについても調査することも開始した。特に、平成 30 年度は調査会社に委託して「本学が修了生のキャリアに有意義であったこと」および「本学の現状の問題点や修了生が本学に期待している点」などの調査を実施した。

次に、自己点検・評価委員会の活動が継続的に実施できるよう委員会活動の見直しを行った。そして、平成 29 年度から学長、研究科長、OPI 長、図書館長、管理部長、管理課長、関係係長からなる運営会議を毎月開催し、大学の年度計画の進捗状況を確認することを通じて自己点検・評価委員会の活動も含めた進捗管理を実施している。このことで担当係だけではなく全学的に大学の教育、研究、社会貢献、組織運営に係る事業の進捗状況を確認し改善することができるようになった。

本学は 2020 年 4 月に研究科を再編し、現在ある 2 専攻を産業技術専攻という 1 専攻にし、2 種類ある学位に加えて事業設計工学（専門職）の学位を授与する 3 コースからなる新専攻を立ち上げる計画である。今後も、本学に学ぶ多様な社会人学生と大学を卒業したばかりの学生と一緒に学ぶユニークな専門職学位課程を継続発展させ、リカレント教育の一拠点として社会の負託に応えたいと考えている。

平成 31 年 4 月 16 日
公立大学法人首都大学東京
産業技術大学院大学 学長 川田誠一

本章

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的の設定

評価の視点2：研究科の目的、研究科の人材育成、教育研究の目的を設定

大学の目的は学則で定められており、さらに、より具体的な内容が中期目標で明確に定められている（根拠資料1-1、1-2【ウェブ】）。また、本学は1研究科2専攻の大学院大学であるため、大学の目的が研究科の目的となっている。また、併せて専攻ごとに人材育成の目的及び教育研究の目的を定めている。

【目的及び使命】

産業技術大学院大学(以下「本学」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする。

また、本学ウェブサイトには本学の目的（理念）が以下のように示されている（根拠資料1-3）。

産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的としています。

専攻別の教育目標については、本学ウェブサイト以下のように示されている（根拠資料1-4、1-5）。

○本学の学修・教育目標（情報アーキテクチャ専攻）
情報アーキテクトに必要とされる知識・スキルの修得
情報アーキテクトに必要な業務遂行能力（コンピテンシー）の修得

○本学の学修・教育目標（創造技術専攻）
ものづくりアーキテクトに必要な知識・スキルの修得
ものづくりアーキテクトに必要な業務遂行能力（コンピテンシー）の修得

以上により、大学の理念・目的及び研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：大学および研究科の理念・目的の明示

評価の視点2：教職員及び学生に本学の目的を周知し、社会に対し公表

本学の目的は、点検・評価項目1-①で述べたとおり、学則および中期目標にて明確に定められ、本学ウェブサイトや大学院案内によって広く社会に公表されている（根拠資料1-6）。

そのほか、教職員は、中期目標に基づいて策定される中期計画、年度計画に則って大学を運営しており、本学の目的を常に意識しながら業務を執行している（根拠資料1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。また、学生については、本学の受験を志願する段階で大学院説明会等で本学の目的を知る機会が適切に確保されている。

また、入学後の学生については、ガイダンスや定期的実施している学生担任懇談会の場で、本学の目的、教育目標などを周知している。

以上により、大学の理念・目的及び研究科の目的を適切に明示し、公表していると判断できる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期計画の設定

地方独立行政法人法第25条、第78条において、公立大学法人は設立団体の長（本学においては東京都知事）が6年間の中期目標を設定することが定められており、また地方独立行政法人法第26条において、法人は中期目標に基づき中期計画を作成し、設立団体の

長の認可を受けることが定められている。これらに基づき本学では中期目標、中期計画を設定しそれに則って大学運営をしている。現在、第三期目（2017年度～2022年度）である。

第三期中期計画の重点目標は、下記の3点となる。

- ・グローバル化が進む中での、大都市課題を解決する人材の育成・輩出と、卓越した研究の推進
- ・変化し続ける社会からの要請への的確な対応と、それを支える基盤の強化
- ・東京都が設立した高等教育機関ならではの教育研究を推進し、東京の未来へ貢献

また、地方独立行政法人法第27条により毎事業年度の開始前に当該事業年度において実施すべき事項を記載した年度計画を定め、設立団体の長に届け出なければならない。

2018年度の計画では、研究科の教育体制の検討やAIITシニアスタートアッププログラムを中心とした社会人リカレント教育の充実、アジア諸国等の大学との連携等を重点目標としている。

これらの計画の進捗管理は、毎月開催される学長を委員長とする運営会議（旧：年度計画進捗管理会議）において実施され、年度末には法人に報告の上、東京都地方独立行政法人評価委員会にて外部評価されている。

尚、中期目標・中期計画・年度計画は公表しなければならないことから、これらの内容はウェブサイトにて公表している（根拠資料 1-9【ウェブ】）。

以上により、大学の理念・目的及び研究科の目的等を実現するため、適切に中期計画を策定していると判断できる。

（2）長所・特色

本学は、都民の生活と文化の向上及び発展に寄与するため、高度専門技術者の育成を目的とする。この人材輩出のため、産業技術分野における関係各所の実情を調査し、それに基づき育成すべく人材像を設定した。このようにして、教学の体系を確保しつつ産業界のニーズを汲み入れた人材育成を掲げている点に特色がある。

また、その不断の見直しは中期計画に基づいており、事業年度ごとの実績は、東京都地方独立行政法人評価委員会によって外部評価を受けており、その直近の結果（根拠資料 1-10）は、確実に目標が達成されていることを示している。

（3）問題点

現状での直接的な問題ではないものの、専門職大学院は高度専門人材の育成が責務であり、社会の特に産業界の人材ニーズとのマッチングが求められる。その意味で本学では開学以来、複数企業の役員クラスの方を委員とする運営諮問会議を設置し、適宜意見を聴取し、長期的な運営ビジョンづくりに活かしている。

(4) 全体のまとめ

大学基準において、「大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。」とされており、「現状説明」として記述したように、基準に相当する大学・研究科理念目的などの設定、明示、公表が適切に行われている。また、この理念・目的などの適切性に関しては、教育研究審議会で審議・決定したものを東京都の設置する評価委員会や認証評価、これらに加えて運営諮問会議から産業界の意見を定期的に収集・検証し、常に改善に取り組んでいる。

これらの取り組みから、大学基準に照らし極めて適切に、理念・目的の設定、公表、また中・長期的計画の設定・検証・改善が行われており、その内容は卓越した水準にあるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針の設定

評価の視点2：内部質保証のための全学的な手続の措置

本学では、自己点検・評価や学内外の関係者が構成する組織によって、内部質保証を行っている。第三期中期計画（2017年度～2022年度）には、自己点検・評価及び情報の提供について、下記のような方針を示している。

【公立大学法人首都大学東京 第三期中期計画（抜粋）】

Ⅱ産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【中略】

◇教育の評価・改善

④自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルによるマネジメントを強化し、教授法や講義内容の改善を推進する。

また、FDフォーラムについては、教員の90%以上の参加を目指すとともに、他大学と連携した開催を検討する。

さらに、新たに、授業の質を向上させるための研究会を新設し、教育の質の改善を図るためのFD活動を推進する。

そうした取組などにより、5段階からなる学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持する。

⑤本学の教育の更なる改善を図っていくため、平成31年度に大学全体の機関別認証評価、平成32年度に情報アーキテクチャ専攻の分野別認証評価、平成29年度及び平成34年度に創造技術専攻の分野別認証評価を受審し、受審結果に基づいた改善策を、受審年度の翌々年度までに実施する。

【中略】

Ⅵ自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に關する目標を達成するための措置

◇自己点検・評価及び外部評価の実施

①効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関、東京都地方独立行政法人評価委員会等による評価を受審し、それらの評価結果、提言等を踏まえ、法人経営の高度化及び教育研究の質の向上に継続的に取り組む。

2 情報公開や情報発信等の推進に關する目標を達成するための措置

◇法人運営情報等の戦略的な公開・発信

①毎年度の経営目標、財務状況及び各種評価結果等法人の経営に關する重要な情報を一般都民等にも分かりやすく公開・発信し、公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たす。

②各大学・高等専門学校の強みや特長などのコンセプト、それらを伝えるべきターゲットなどを明確にした上で、具体的な媒体を検討し広報するなど、戦略的な情報発信を実施する。こうした戦略的な広報により、特色ある教育研究活動等の取組とその成果を広く国内外に発信し、認知度及びブランド力を向上させる。

さらに公立大学法人として設立団体である東京都から質向上のための継続的に組織的な内部質評価の為の取り組みが行われているのが特色である。毎年度の業務実績報告があり、中期計画に基づく各年度計画の実施状況について自己点検・評価を行い、業務実績報告書として取りまとめを行っている。作成された業務実績報告書は、教育研究審議会および経営審議会の審議を経た後、東京都総務局総務部企画計理課へと提出されることとなっており、これらの過程で、報告書の内容についてさらなる見直しが行われている。

以上、学内外の組織を通じて内部質保証のための点検・評価を行っていることから内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：年度計画進捗管理を通じた内部質保証体制

全学的な内部質保証として、本学には教育研究審議会があり、教育研究全般に關する審議を月1回程度開催している。本審議会の議長は学長であり、産業技術研究科長、OPI長、附属図書館長及び法人の副理事長である事務局長が構成員として出席しており、公立大学法人首都大学東京として全体の方針に基づき、中期目標・中期計画、また年度計画を最終的に確認、決定している（根拠資料2-1）。

この教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、研究科長を長とする研究科に設置される教授会において、研究科の教育研究に係る事項を審議している。この教授会では、各種運営委員会及び専攻会議からの報告が毎月され、審議されている。

さらに、内部質保証の推進を補完するために、学長以下、研究科長、OPI 長、付属図書館長、研究科長補佐、管理部長、管理課長から構成される運営会議（旧：年度計画進捗管理会議）で方針を審議し、年度計画の進捗状況を毎月確認している。

このようにして、教育研究審議会が全学的な内部質保証の推進に責任を負い、それぞれ学内の各組織で共有し、またそれぞれの活動の進捗状況についてフィードバックして連携を図っている（根拠 2-2、2-3）。

以上、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されていると判断できる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：内部質保証システムの措置

東京都の附属機関である東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）は、法人に対して地方独立行政法人法第 78 条に定める業務実績評価（公立大学法人評価）を行っている。評価結果（業務実績評価書）は、広く公表されるとともに都議会にも報告される（根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5【ウェブ】、1-10）。業務実績評価とは、法人の設立団体（東京都）の資源配分や政策判断のため、また、法人の業務の公共性・透明性を担保するために行われる評価である。評価の対象である法人の業務の中には、本学の業務が含まれることから、本学の業務も評価対象となる。公立大学法人の場合、設立団体（都）が法人の意見に配慮した上で策定する 6 年間の中期目標（都議会の議決が必要）を受け、法人が 6 年間の中期計画を作成して東京都知事の認可を受けることとされている。

さらに、毎年度、年度計画を作成して都知事へ届け出ている。各年度の終了時には、年度計画の項目ごとに達成状況を自己評価し、その時点における中期計画の実施状況を報告する『業務実績報告書』を作成して評価委員会に提出し、評価を受けることとなる。『業務実績報告書』のうち、本学に関する項目については、本学の学内関係委員会の意見を踏まえて、自己点検・評価を行った上で、報告書の原案を作成し、本学の「教育研究審議会」で審議している（根拠資料 2-1）。この『業務実績報告書』作成に伴う自己点検・評価の過程で明らかになった課題や、評価委員会による評価結果に対する対応が必要と判断した場合、改善計画を作成して改善を進め、その翌年度の業務実績報告書に改善状況を記載し、また、その翌々年度の年度計画に反映させることになる。次ページ以降に、年度計画に係る業務実績評価に関する流れと平成 29 年度業務実績評価に関する活動実績を示す。

また、本学は、学校教育法第 109 条第 2 項および第 3 項並びに同法施行令第 40 条の規定に基づき、7 年以内ごとに、教育研究等の総合的な状況について、5 年以内ごとに、設置の目的に照らして教育課程や教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価機関による認証評価を受けることとされている（以下、前者の認証評価を「機関別認証評価」、後

者の認証評価を「分野別認証評価」とする)。認証評価への対応として、本学では、認証評価WGを設置して、認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動を行い、試行的に自己評価書を作成しながら、改善に向けて検討すべき事項を抽出する取組を実施している。平成27年度には、産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が、平成29年度には、産業技術研究科創造技術専攻が、日本技術者教育認定機構(JABEE)による分野別認証評価を受審しており、その結果を受けてWGで検討し、現在創造技術専攻では改善報告書の作成を行っている。

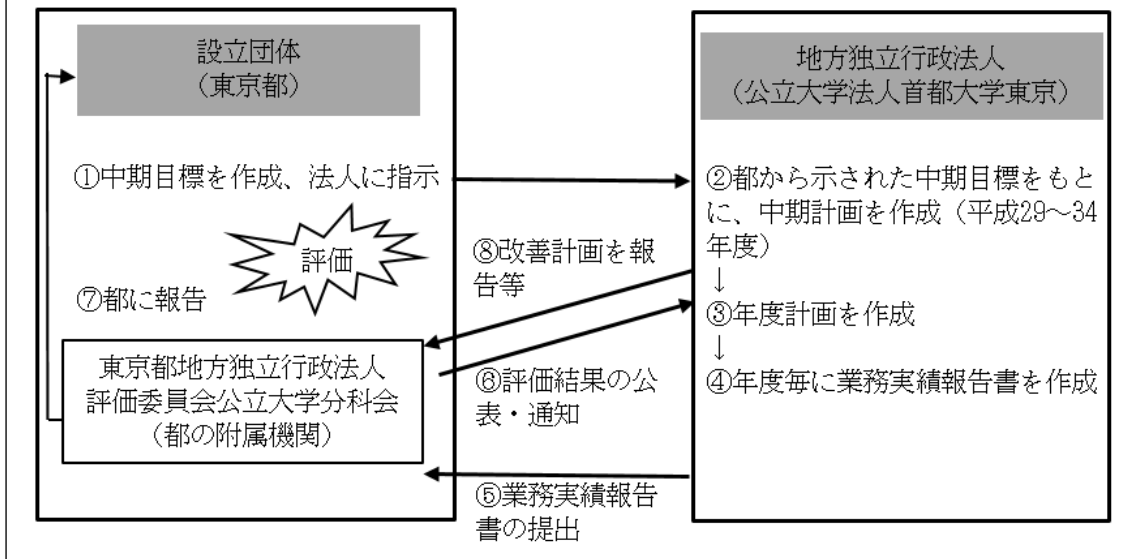
平成24年度に受審した大学機関別認証評価で「修了生に対する体系的・組織的な意見聴取が行われていない」ことと、「自己点検・評価に必要な教育活動に関する資料やデータについては、その都度、ワーキンググループが収集・分析しているが、十分とは言えず、継続的に収集・蓄積・分析する体制の構築が必要である」ことが改善を要する点と指摘を受けた。

修了生に対する体系的・組織的な意見の聴取としては、平成29年度から「修了生アンケート」を実施している(根拠資料2-6)。また、平成28年度からホームカミングデーを開催し、修了生同士や本学とのつながりを形成し、また修了生の意見を聞く場としている(根拠資料2-7)。

自己点検・評価に必要な教育活動に関する資料やデータについては、以下の4点のように、継続的に収集・蓄積・分析する体制を構築している。第1に、平成29年度から発足したカリキュラム委員会が継続的にカリキュラムを見直す体制を構築した(根拠資料2-8)。第2に、FD委員会は、学生からの授業の5段階評価やコメントを収集・蓄積したうえで各教員へフィードバックを行い、教員が担当科目についての計量的な評価とコメントを分析して、教育の質の向上のためのアクションプランを作成・実施している(根拠資料2-9)。第3に、自己点検・評価委員会は、修了時の学生アンケートを実施して、その結果を各委員会や専攻会議へフィードバックして、教育の質の向上を図っている(根拠資料2-10【ウェブ】、2-11、2-12)。第4に、自己評価を行うために、自己点検・評価委員会が、各クォータごとに各教員から授業資料のほかレポート・試験問題および採点基準を収集する体制をとっている(根拠資料2-13)。

平成29年度に産業技術研究科創造技術専攻が受審した分野別認証評価の受審結果を受けて、「C(懸念)」あるいは「W(弱点)」とされた項目についての改善活動を行っている。これらの項目に係る改善状況について専攻でまとめた後に、自己点検・評価委員会や認証評価報告会などの場を活用して、学内における情報共有を図っている。改善のための具体的な取組にあたっては、本学事務局などと連携して活動しており、シラバスに記載する各科目評価基準の明確化などを行っており、該当授業の教員にシラバス修正の依頼をしている。

《年度計画に係る業務実績の評価に関する流れ》



《平成 29 年度業務実績評価に関する活動実績》

日程	活動内容
平成 29 年 12 月	法人経営企画室より業務実績報告書の作成依頼
平成 30 年 2 月	事務局でたたき台(案)を作成後、学内にて審議し、学長に報告
∩	学内及び法人経営企画室と調整後、学長に報告
平成 30 年 5 月	教育研究審議会 (平成 29 年度業務実績報告書たたき台の報告)
平成 30 年 5 月	経営審議会 (平成 29 年度業務実績報告書たたき台の報告)
∩	意見の出た項目について事務局で集約の上、 変更点等について学内及び法人経営企画室と調整
∩	学長に報告後、法人経営企画室へ 平成 29 年度年業務実績報告書(学長案)を提出
平成 30 年 6 月	教育研究審議会 (平成 29 年度業務実績報告書(学長案)を審議)
平成 30 年 6 月	経営審議会 (平成 29 年度業務実績報告書(最終案)を審議)
平成 30 年 6 月	東京都総務局総務部企画計理課へ提出

また、本学研究科からの教員及び関係課長等で構成される自己点検・評価委員会を実施している。自己点検・評価を行っており、上記の認証評価業務の取りまとめや業務実績報告書

の報告等を行っている（根拠資料 2-10【ウェブ】、2-11）。

産業技術大学院大学産業技術研究科では、全学的な理念に沿って、大学並びに専攻科ごとの3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマポリシー）を定めている。これら理念と3つのポリシーは本学ウェブサイトや大学院案内等に掲載している（根拠資料 1-3、1-6）。これらの3つのポリシーは教育目的や養成する人材像をもとに専攻会議・教授会を通じ策定されている（根拠資料 2-14）。

以上、学内外の組織を通しての内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：多様な媒体を通じた情報の公表

評価の視点 2：社会に対する説明責任

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育情報については、本学ウェブサイトにて公表されている。また、そのほかにウェブサイトにおいては、平成 27 年度に本学産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻や平成 29 年度に本学産業技術研究科創造技術専攻が受審した、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）による分野別認証評価の結果や、財務レポート、資料・データ集としてその他各種の資料・データが掲載され、広く公表されている（根拠資料 2-15、2-16）。

刊行物としては、大学院案内（年 1 回発行）、法人事業概要（年 1 回発行）、産業技術大学院大学基礎データブック（年 1 回発行）等において、本学に関する全体的な情報を公表している（資料 2-17）。そのほか、本学における研究活動については研究紀要、FD 活動については FD レポート（半年に 1 回発行）において情報が公表されている（根拠資料 2-9）。

以上、教育研究活動、自己点検評価活動、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：内部質保証のための定期的点検・評価

評価の視点 2：内部質保証のための改善・向上に向けた取り組み

内部質保証のための組織は、中期あるいは年度単位で、点検システム自体の改善にも取り組んでいる。これらの組織では、年度毎に前年度の活動（点検・評価及び改善のためのPDCA）に関して、問題点、改善点を記録し、次年度の改善に結び付けるように運用されている。要するに、点検システムに関してもPDCAを実行している。実際に、評価結果を改善に結びつける継続的な取組として、業務実績報告作成に係る自己評価及び東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）による評価の過程で出された意見に対して、改善のための対応について計画を策定し、改善状況を教育研究審議会にて報告を行っている（根拠資料 2-18）。

以上、学内外の組織を通して内部質保証システムの適切さについて定期的に点検・評価を行い、改善向上に向けた取り組みを実施していると判断できる。

（２） 長所・特色

本学は専門職大学院であるため、通常の年度ごと機関別評価の他2つの専攻が、5年に1度、異なる周期で分野別認証評価を受けているため、2年あるいは3年ごとの外部評価を受けることになる。

さらに公立大学法人として設立団体である東京都から質向上のための継続的に組織的な内部質評価の為の取り組みが行われているのが特色である。毎年度の業務実績報告では、中期計画に基づく各年度計画の実施状況について自己点検・評価を行い、業務実績報告書として取りまとめを行っている。作成された業務実績報告書は、教育研究審議会および経営審議会の審議を経た後、東京都総務局総務部企画計理課へと提出されることとなっており、これらの過程で、報告書の内容についてさらなる見直しが行われている。

（３） 問題点

専門職大学院としてこれまでに実施してきた教育活動を基盤として、全学的に高度専門職業人育成のための効果的な教授法の実践や学習支援を継続的に推進するための仕組みが課題となっていることから、全学組織として平成31年度から高度専門職人材教育センターの設置準備をすすめている。

（４） 全体のまとめ

内部質保証の全学的な責任体制は、学内に設置されている運営会議（旧：年度計画進捗管理会議）が取りまとめたうえで、法人に設置されている教育研究審議会、また教授会や各種運営委員会等の組織と密に連携をとりながら行っている。

公立大学法人として設立団体である東京都から質向上のための継続的に組織的な内部質評価のための取り組みが行われているのが特色である。自己点検・評価活動としては、資料やデータを収集しながら、毎年度、中期計画に基づく年度計画の実施状況について業務実績報告書を取りまとめている。平成24年度には大学改革支援・学位授与機構による大学機関

別認証評価の受審をしている。また、平成 27 年度には、本学産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が、平成 29 年度には、本学産業技術研究科創造技術専攻が、日本技術者教育認定機構による専門職大学院認証評価を受審しており、いずれも適合との認証を受けている。

これらの取り組みから、理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組んでいるといえる。大学基準に照らして極めて良好な状態にあり内部質保証に関する取り組みが卓越した水準にあると考えられる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的に沿った研究科の設置

本学は、点検・評価項目1-①に記したとおり、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命としている。

その使命を果たすため、産業技術研究科の教育研究組織は、情報アーキテクチャ専攻と創造技術専攻の2つの専攻からなる（根拠資料3-1）。情報アーキテクチャ専攻では高度情報系専門職である「情報アーキテクト」の育成を、創造技術専攻では感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」の育成を、それぞれ目的としている。このため、下記のカリキュラムを設置している。

情報アーキテクチャ専攻の1年次のカリキュラムは情報アーキテクトに必要とされる知識の修得を目的にしており、IT系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目群、産業技術研究科科目群、選択必修科目群、事業アーキテクチャ科目群から構成されている。

創造技術専攻の1年次のカリキュラムは業務遂行に必要となる基本知識を修得する創造技術基礎科目群、技術経営科目群、プロダクト・イノベーション科目群、インダストリアル・デザイン科目群、デジタル技術科目群、産業技術研究科科目群、選択必修科目群、事業アーキテクチャ科目群から構成されている（根拠資料3-2【ウェブ】）。

また、各専攻のカリキュラムにおいては、高度な専門知識やスキルだけではなく、プロジェクトを遂行するための高度な業務遂行能力（Competency、コンピテンシー）を身に付けることに重点を置いている。特に、チーム学修であるPBL（Project Based Learning）を全面的に取り入れ、コンピテンシーの教育を実施している点が大きな特徴である。

2年次のカリキュラムでは、両専攻ともにPBL型科目を中心として、様々なプロジェクトに参加することにより、それぞれの専攻において育成を目指す人材に必要な業務遂行能力を身に付けることに力を入れている。

上記のカリキュラムを実施するために、両専攻が設けられている。

他に本学は、教育研究に関係する附属施設として、図書館とオープンインスティテュート（以下「OPI」とする。）を設置している（根拠資料3-3【ウェブ】、3-4【ウェブ】）。このうち、OPIは大別して研究と社会貢献（点検・評価項目9で説明）の活動を担っている。OPIには、専門職大学院としての研究分野の深化および研究成果の社会への還元を目的とし

て、社会ニーズにダイナミックに応えるべく、4つの研究所を設置している。(根拠資料3-5)。

以上により、大学の理念・目的に沿う人材を輩出できる研究科と附属研究所の設置を行っている判断する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：教育研究組織の点検・評価と改善

教育研究組織の点検・評価について、学長以下、研究科長、OPI長、附属図書館長、研究科長補佐、管理部長、管理課長から構成される運営会議(旧：年度計画進捗管理会議)が点検して、年度計画の進捗状況に照らし合わせての評価を毎月行っている。この評価を専攻会議、各種運営委員会に引き継ぎ、改善・向上に向けて審議し、取組を行うようにしている。また、運営会議で確認された年度計画の進捗状況については、研究科長を長とする教授会でも毎月確認する。

この評価・改善の進捗状況は教育研究審議会に報告・審議される。教育研究審議会は学長が議長であり、公立大学法人首都大学東京として全体の方針に基づき、中期目標・中期計画、また年度計画を最終的に確認、決定している(根拠資料2-1)。

なお、各種運営委員会活動は毎月教授会で報告され、教育研究審議会に反映される。このようにして、学内に設置されている運営会議が全学的な教育研究組織の点検・評価と改善を行い、それぞれ学内の各組織で共有し、またそれぞれの活動の進捗状況についてフィードバックして連携を図っている(根拠資料2-2)。

これに加えて、下記の分野別認証評価(JABEE)を経て各専攻の組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

情報アーキテクチャ専攻：平成22年、平成27年

創造技術専攻：平成24年、平成29年

以上により、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価は、教育研究審議会において法人と大学の協議に基づく審議と意思決定のもと、学内の運営会議(旧：年度計画進捗管理会議)が本学の教育研究組織の適切性を毎月、点検・評価・改善を行っている。さらに、5年毎の外部評価(JABEE)を通しての点検・評価・改善も行っている。

以上により、教育研究組織の点検・評価と改善が適切に実施していると判断できる。

(2) 長所・特色

教育に関し、両専攻とも、多くの社会人学生を有し多様な背景・知識・スキルを有する学生一人一人の修学状況の把握、それに基づく教育・学生指導へのフィードバックなど、きめ細かい教育活動を行うべく、月1回の専攻会議できめ細かく点検・評価・改善を行っている。

社会人学生は、年間を通して学修にかけられる労力は、個々人による時期変動があるため、それぞれのニーズやケアを考え、迅速なフィードバックが要求される。これを可能とするため、学生からの要望は常に耳を傾け、要望が生じたときには、組織が小さいという特色を活かして、学長のリーダーシップのもと、改善要求は専攻長に直接的に届き、このもとで専攻全体が迅速に対処している。このように、教育研究組織全体が、学生のニーズやケアの情報共有と迅速に適応して事に当たるようにしている。

(3) 問題点

教育研究組織の設置、定期的な点検・評価については特に問題が無いと判断する。しかし、社会が求める人材像に合わせるため、両専攻が共通で有する事業アーキテクトコースを発展させ、さらに、学生が学際的な領域を自ら学修できるように研究科の再編を計画している。これは現在の専攻を廃止し、1研究科1専攻のもとに3コース（情報アーキテクチャコース、創造技術コース、事業設計工学コース（現在の事業アーキテクトコースの発展形））に改組する予定であり、2020年の開始を目指した改組計画を現在進めている。

(4) 全体のまとめ

研究科及び専攻の構成は、専門職大学院課程における教育研究の目的達成に適切なものになっている。なお、今後も研究科、専攻の専門性及び目的や特徴を時代に合わせて変化していく中で、研究科の改組（2020年開始予定）を計画している。

教育研究に関する中期計画、年度計画の策定は、大学法人として設置する教育研究審議会で行われる。これに基づき、学内の年度計画進捗管理会議、教授会、専攻会議を経て、教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価・改善を図っている。

これらの取り組みを総合し、大学基準に照らして良好な状態で、大学が掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備している。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：全学的な基本方針の設定および公表

評価の視点2：専攻ごとの学位授与方針（ディプロマポリシー）の設定および公表

産業技術大学院大学産業技術研究科では、全学的な理念に沿って、大学ならびに専攻ごとの学位授与方針（ディプロマポリシー）を定めている。これら理念とディプロマポリシーは本学ウェブサイトや大学院案内等に掲載している（根拠資料 1-3、1-6、4-1）。

【産業技術大学院大学 ディプロマポリシー】

産業技術大学院大学は、本学の理念に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所属する専攻において定める高度な知識、スキル、コンピテンシーを獲得し、所定の単位を修得した学生に専門職学位を授与します。

【情報アーキテクチャ専攻 ディプロマポリシー】

情報アーキテクチャ専攻は、本学の理念に定める人材を育成するため、情報アーキテクトに必要とされる高度な知識、スキル、コンピテンシーを獲得し、所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生に専門職学位を授与します。

【創造技術専攻 ディプロマポリシー】

創造技術専攻は、本学の理念に定める人材を育成するため、ものづくりアーキテクトに必要とされる高度な知識、スキル、コンピテンシーを獲得し、所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生に専門職学位を授与します。

以上のことから、大学及び専攻ごとのディプロマポリシーが適切に定められ、広く公表されていると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：教育課程の実施方針（カリキュラムポリシー）の設定および公表

評価の視点 2：教育課程の実施方針とその編成との関連性

産業技術大学院大学産業技術研究科では、教育課程の実施方針（カリキュラムポリシー）について大学で定めているもののほかに、専攻ごとにカリキュラムポリシーを定めており、本学ウェブサイト等に掲載している（根拠資料 1-3）。それぞれのカリキュラムポリシーを以下に示す（根拠資料 4-1）。

【産業技術大学院大学 カリキュラムポリシー】

産業技術大学院大学は、ディプロマポリシーに掲げる高度な知識、スキル、コンピテンシーを修得させるために、専攻分野に関する講義科目、演習科目、プロジェクト型教育プログラムを体系的に編成し適切に組み合わせた高度な授業を開講し、優れた指導を行います。

【情報アーキテクチャ専攻 カリキュラムポリシー】

情報アーキテクチャ専攻は、情報アーキテクトに必要とされる高度な知識、スキル、コンピテンシーを修得させるために、当専攻分野に関する講義・演習型科目、事例研究型科目、PBL 型科目等の教育プログラムを体系的に編成し、高度な授業を開講し、優れた指導を行います。

【創造技術専攻 カリキュラムポリシー】

創造技術専攻は、ものづくりアーキテクトに必要とされる高度かつ最新の知識、スキルおよび業務遂行に必要な高いコンピテンシーを修得させるために、当専攻分野に関する講義・演習型科目、実習型科目、PBL 型科目等の教育プログラムを体系的様な人材が履修しやすいカリキュラムとして提供します。

両専攻ともに産業分野の高度専門職人材の育成を目的として、必要とされる知識・スキル・コンピテンシーを修得できるカリキュラムを編成し提供している。そして、所定の期間を在学し、所定の単位数を取得した学生には学位を授与する教育プログラムを実施することで、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの一貫性を確保している。

以上のことから、大学及び専攻ごとのカリキュラムポリシーが適切に定められ、広く公表されていると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：教育課程の体系的かつ順序的な編成

評価の視点 2：授業科目における必修・選択の設定

評価の視点 3：学生の業務遂行能力（コンピテンシー）を育成する教育の実施

本学においては、学則に定められている教育課程の編成・実施方針に関する規定に従い、第一線で活躍してきた実務家教員と研究業績の高い教員との連携による高度な実践的教育を通して、産業分野の高度専門職人材を育成することを目的とした教育課程を編成している。

【産業技術大学院大学学則（抜粋）】

（教育課程の編成方針）

第 32 条 教育課程は、研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成については、常に点検及び評価を行い、その改善に努めるとともに、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

本学では、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命としている。

その使命を果たすため、情報アーキテクチャ専攻と創造技術専攻からなる産業技術研究科を設置しており、情報アーキテクチャ専攻では高度情報系専門職である「情報アーキテクト」の育成を、創造技術専攻では感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」の育成を、それぞれ目的としている。

その目的を果たすため、本学のカリキュラムでは、高度専門職人材に必要とされる知識・スキルの修得を基本的に 1 年次の科目として実施し、高度専門職人材に必要な業務遂行能力（コンピテンシー）の修得を基本的に 2 年次に実施する体系となっている。

両専攻における、1 年次のカリキュラムは、「情報アーキテクト」あるいは「ものづくりアーキテクト」としての業務遂行に必要となる、基本的な知識や考え方、スキルの修得を目的とした各科目群から構成されている。倫理系科目（技術倫理、情報技術者倫理）のうち 1 科目を履修することを必修としているが、その他の科目はすべて選択科目であり、学生のキャリアや興味に応じて適切な科目を履修することができる。ちなみに、修了に必要な単位数

は、40単位であり、うち必修科目はPBL科目（12単位）と倫理系科目（2単位）であり、残りの26単位以上を選択科目から履修することになる（根拠資料4-2、4-3 p.24）。

一方で、2年次のカリキュラムにおいては、チーム学修による実務実践的教育手法であるPBL（Project Based Learning）型教育を全面的に取り入れている。PBL型教育においては、学生5名程度のグループに分かれ、そのグループに対して3名の指導者がつき、手厚い指導を行っていく体制をとっている。

このようにして、両専攻のカリキュラムにおいては、高度な専門知識やスキルだけではなく、プロジェクトを遂行するための高度な業務遂行能力（コンピテンシー）を身に付けることに重点を置いている。

さらに専攻ごとにそのカリキュラムの特色を補足しておく。

情報アーキテクチャ専攻は、高度情報系専門職である情報アーキテクトの育成を目的としている。情報アーキテクトには、ITをビジネスに役立てるため、業務やニーズを分析し新しい仕組みを提案する技術、最適なシステムの設計技術、最新のネットワーク技術、データベース技術、高度なプログラミング技術、さらにプロジェクトマネジメント技術など幅広い知識とそれを実践する業務遂行能力が求められる。

情報アーキテクチャ専攻のカリキュラムにおいては、1年次にこのような情報アーキテクトに必要な基本的な知識を効率よく修得できるように考慮されており、IT系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目群、産業技術研究科科目群、選択必修科目群、事業アーキテクチャ科目群に体系化して配置している（根拠資料1-6）。2年次は、情報アーキテクトに必要な業務遂行能力を身につけるためにPBL（Project Based Learning）型科目である情報システム学特別演習1・2、事業アーキテクチャ特別演習a1・a2を設置している。情報アーキテクチャ専攻のカリキュラムを修了した際には、「情報システム学修士（専門職）」の専門職学位が授与される。

創造技術専攻は、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらすものづくりアーキテクトの育成を目的としている。創造技術専攻で育成する「ものづくりアーキテクト」には、プロダクト・イノベーション、インダストリアル・デザイン、デジタル技術、産業材料学に関する高度な知識と業務遂行に必要となる基礎知識が求められ、また、これらの知識を的確に使いこなすための業務遂行能力が必要とされる。

創造技術専攻のカリキュラムにおいては、1年次にこのような知識体系と業務遂行に求められる基礎知識及び「ものづくりアーキテクト」に必要とされる基本的考え方を習得できるよう考慮されており、創造技術基礎科目群、インダストリアル・デザイン科目群、プロダクト・イノベーション科目群、技術経営科目群、デジタル技術科目群、産業技術研究科科目群、選択必修科目群、事業アーキテクチャ科目群を配置している（根拠資料1-6）。そして、2年次にPBL型科目のイノベーションデザイン特別演習1・2、事業アーキテクチャ特別演習b1・b2を通じて業務遂行能力を養成できるよう設計されている。創造技術専攻のカリキュラムを修了した際には、「創造技術修士（専門職）」の専門職学位が授与される。

以上のことから、カリキュラムポリシーに基づき、専攻ごとにふさわしい授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：適切な履修指導の実施

評価の視点 2：学生の学修を支援する多様な授業形態

評価の視点 3：シラバス内容の周知およびシラバス内容に沿った授業の実施

評価の視点 4：学生の業務遂行能力（コンピテンシー）の向上を目指した教育方法

(1) 履修指導の実施

履修案内等を活用しながら、カリキュラムガイダンス及び施設・事務手続き等に関する新生向けのガイダンスを実施している。また、新生に対して、担任教員を割り付け、履修や学生生活に関する相談に応じることのできる体制を整えている（根拠資料4-3 p.43）。ちなみに、履修に関しては、1年間の履修科目登録の上限は44単位に設定しており、重複履修と判断される事項についても、履修を認めていない（根拠資料4-4）。

(2) 社会人学生に対応した教育方法

本学においては、その授業形態において、従来の形式にとらわれない多様な方式を採用して、社会人が学びやすい特色ある教育方法を行っている。たとえば、仕事を持つ社会人学生が学びやすい講義の形として、平日夜間と土曜の開講、クォータ制、長期履修制度、秋葉原サテライトキャンパスでの同時性と双方向性を確保した遠隔講義、さらにはビデオ受講と対面講義を組み合わせたAIITブレンディッド・ラーニングなどを取り入れている。また、学生の勉学意欲を増進する仕組みとしては、すべての講義が録画で再視聴できる講義支援システム、AIIT単位バンク制、各種勉強会などがある。

本学の特色である講義支援システムと遠隔授業について、以下に説明する。

講義支援システムは、全ての講義をビデオ録画して学外からの視聴を可能としたものであり、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等にも利用され、時間に制約のある学生の学修をサポートする仕組みとなっている。さらに、録画された授業をビデオライブラリ化し、めまぐるしく進歩する産業技術に関する情報をe-Learningコンテンツとして卒業後10年間無料で視聴可能とする制度（AIIT Knowledge Home Port 制度）も導入されている。また、遠隔授業として、メインキャンパス（品川シーサイドキャンパス）で開講している講義の一部を、専用回線で結ばれたサテライトキャンパス（秋葉原サテライトキャンパス）でも受講することを可能としており、サテライトキャンパスの学生からメインキャンパスの教員へ質問を行うこともできる（根拠資料4-3 p.26-31、4-5）。

さらに、様々な教育方法体制を整備している。例えば、各専任教員によるオフィスアワー

を週1回程度設定しており、履修及び授業内容などに関する質問を受け付けている（根拠資料4-3 p.43）。

（3）シラバスの内容と実施

また、シラバスの作成に際し教員に配布される「シラバス執筆要領」にて、シラバスに記載すべき項目が示されている。記載項目は、以下の教育内容・方法、履修要件、達成目標、成績評価方法・評価基準を明示している（根拠資料4-2）。

シラバスの入力とはウェブ上で行われる。入力項目が細分化されており、しかも全体で2ページ以内に収まるように設計されている。すなわち、入力時点でシラバスの精粗のばらつきが生じないような工夫がなされている。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・ 授業の概要 | （教員視点：概要） |
| ・ 授業の目的・狙い | （学生視点：修得できる知識・スキル） |
| ・ 前提知識（履修条件） | （前提知識・履修条件） |
| ・ 到達目標 | （最低及び上位到達レベル） |
| ・ 授業の形態 | （対面授業等の授業の手法） |
| ・ 授業外の学習 | （予習・復習等の授業時間外の指導） |
| ・ 授業の内容 | （授業の内容） |
| ・ 授業の計画 | （各回における授業の計画） |
| ・ 成績評価 | （成績の評価方法・評価基準） |
| ・ 教科書テキスト・教材 | （教科書） |
| ・ 参考図書 | （参考図書） |

シラバスは、教員、学生、事務職員等に配布され、本学のウェブサイトでも公開され、その内容が周知されている（根拠資料4-2）。教員は、学生に配布したシラバスの内容に沿って教育を行っている。

（4）PBL型科目の内容と実施

2年次のカリキュラムにおいては、チーム学修による実務実践的教育手法であるPBL（Project Based Learning）型教育を全面的に取り入れている。PBL型教育においては、学生5名程度のグループに分かれ、そのグループに対して3名の指導者がつき、手厚い指導を行っていく体制をとっている。

PBL型科目に関しては、「PBLプロジェクト説明書（説明シート集）」が専攻ごとに作成され、学生に配布されている（根拠資料4-6、4-7）。「PBLプロジェクト説明書（説明シート集）」は、2年次に学生がPBL型科目を履修するにあたり、どのPBLへの配属を希望するかを決定する際の判断材料となるものであり、各PBLについて、以下のような項目が記載されている。PBL型教育により、学生はプロジェクトを遂行するための高度な業務遂行能力（コンピテンシー）を身に付けることを目指す（根拠資料4-8）。

- PBL の目標
- プロジェクトのテーマ
- プロジェクトの特徴
- プロジェクト実施により身に付けるべき達成目標、到達目標
- 履修条件（プロジェクトメンバーになるための前提条件）
- プロジェクトを遂行していく際のアクティビティの説明
- プロジェクトを通じて修得できるコンピテンシー

ちなみに、プロジェクトテーマの決め方については、運営諮問会議のメンバー企業から招いた学外委員と本学教員による学内委員から構成される「PBL 検討部会」を設置し、産業界の声を取り入れたテーマ設定ができるようにしている（根拠資料 4-9）。この委員会では、学外委員が現実の課題を議論し、それを基に学内教員がテーマ案を本委員会に提案することになっている。そこから、さらに学外委員の意見を取り入れ、翌年度に実施するテーマを決定している。

以上のことから、本学においては、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置が講じられていると判断できる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価および単位認定の適切性

評価の視点 2：シラバスなどでの成績評価方法の明示

評価の視点 3：修了要件の明示と修了認定における客観性と厳格性の確保

本学では、学修及び成績の評価に関して、『産業技術大学院大学学則』及び『産業技術大学院大学履修規則』に規定され、公表されている（根拠資料1-1、3-2）。

本学の授業における成績評価は、優・良・可・不可の4段階で行われており、優・良・可を合格として単位が付与され、不可を不合格とする。また、GPAによる成績評価は、必要に応じて学生の学習指導に利用されるとともに、授業料減免の判定基準の一つに用いられている。これらの成績評価基準については、本学の学則及び履修規則に規定されているほか、「履修の手引き」に記載され、学生への周知が図られている（根拠資料4-3 p. 32-33）。

成績評価は、各クォータの試験・授業期間内に行う試験、試験・授業期間外に随時授業担当者が行う試験、レポートその他による考査、あるいはこれらいくつかを併用したもの等、各授業担当者の定める方法によって行われる。各授業における、試験の方法及び複数の試験を併用する場合の成績評価に占める配点の内訳については、「シラバス」に授業科目ごとに詳細に記載されており、「シラバス」は本学ウェブサイトからも閲覧することが可能である（根拠資料4-2）。

必修科目であるPBL型科目については、成績評価方法が「PBLプロジェクト説明書」や「PBL

説明会資料」に記載され、学生に周知されている。さらに、実際の成績評価については、すべての専任教員が参加するPBL成績判定会議で決定されている。

また、すべての科目について、学生による成績評価についての異議申立て制度があり、学生から、授業科目名、成績表示、申立て理由等が記入された申立書が提出されると、産業技術大学院大学成績異議申立審査委員会にて調査・審議が行われることとなっている（根拠資料 4-10、4-3 p. 32）。

本学の修了要件（修了認定基準）は、本学の学則及び履修規則に規定されている。修了要件については、本学の学則及び履修規則のほか、『履修の手引き』等に記載され、学生への周知が図られている（根拠資料 4-11、4-12、1-1、3-2、4-3 p. 24）。

学生は、修了要件を満たすことにより、学位を得ることができる。通常の研究型の大学院では、修士論文をもって専門的知識が獲得できたかを判定するのに対し、専門職大学院である本学では、PBL の活動を通して高度な業務遂行能力（コンピテンシー）を獲得できたかを判定している。そのため PBL 型科目の単位修得を修了要件としている。

上記の修了要件に従い、学生の修了認定に関する審議は、教授会で行われている。平成 30 年度の修了判定についても、学則および履修規則の定める修了要件を満たす 2 年次の学生 89 名（情報アーキテクチャ専攻 52 名、創造技術専攻 37 名）について修了と認定する旨の案が臨時教授会に提出され、審議の結果、承認された。

以上のことから、各科目の成績評価、単位認定及び学位授与が適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：学習成果を測定し把握するための取り組み

評価の視点 2：学習成果の把握評価に関する各学位課程における取り組み

(1) 学習成果の把握に関する取り組み

本学はクォータ制をとっているため、学生はクォータごとに各講義演習型科目の成績をウェブサイトを確認することができる。1 年次には両専攻ともコースごとの担任が学生と面談し、成績を基に学習方法の相談や、この後の履修計画の指導を行っている。

2 年次の PBL 型科目は、クォータ（年 4 回）ごとに活動及び成果の質及び量に関する評価と、前期・後期に PBL で獲得できるコンピテンシーの達成度に関してあらかじめ決められた基準に基づいた評価（情報アーキテクチャ専攻ではルーブリック評価、創造技術専攻ではコンピテンシースキルレベル評価）が行われている。PBL 型科目の成績は前期・後期のみであり、各クォータの活動及び成果の質及び量に関する評価は学習成果を逐次確認するために行われている。

また、各科目の評価は、各クォータの終了時（年 4 回）に速やかに学生に伝えており、学生が各講義の評価について確認できるようにしている。

ここで、高度 IT 人材に求められるスキルスタンダードの体系については「共通キャリア・スキルフレームワーク」（独法 情報処理機構）にまとめられている。そのため、情報アーキテクチャ専攻では、これに基づき、講義演習型科目で修得できる知識・スキルを共通キャリア・スキルフレームワークの約 120 の小分類の項目に対応付け、科目の履修によって学習成果（IT 領域の知識・スキルの修得）を確認できる仕組みを有している。

（2）ディプロマサプリメントの発行

本学のユニークな取り組みとして、ディプロマサプリメント（学位証書補足資料）の発行が挙げられる（根拠資料 4-13、4-14）。

平成 25 年度以降の修了生を対象に、学位・資格に関する公的かつ透明性ある説明文書として、ディプロマサプリメントを作成し、学位授与式にて交付している。本学が発行するディプロマサプリメントは、ディプロマポリシーに記載されている高度な知識・スキル・コンピテンシーの獲得状況をレーダーチャートで表すとともに、対応する職業上のステータスを明記しているところに特徴がある。このディプロマサプリメントの作成も学生の学習成果を把握・評価するための仕組みと言える。

（3）修了時アンケートによる学習成果の把握

また、学生の修了時アンケートにおいて、「知識・スキルの修得」と「業務遂行能力（コンピテンシー）の修得」についてその満足度を問う質問をしているが、過去 5 年間の調査結果において、知識・スキルの修得については平均点で 4.2 点（5 点満点）、業務遂行能力（コンピテンシー）の修得については平均点で 3.9 点（5 点満点）といずれの項目においても高い評点を得ている（根拠資料 4-15）。

以上のことから、ディプロマポリシーに記載されている高度な知識・スキル・コンピテンシーについて、その学習成果が適切に把握・評価されていると判断できる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：教育内容および方法を定期的に点検評価する仕組みの存在

評価の視点 2：教育内容および方法を点検評価した結果を踏まえて改善する取り組み

本学では、学内外の関係者が構成する組織によって、定期的に本学の教育活動等に関する点検・評価が行われており、それに基づいた改善が実施されている。

FD委員会では、高度専門技術者を育成するための教育の質を保証するための各種のFD活動（点検・評価等）を行う（根拠資料4-16）。具体的には、本学のFD活動をまとめた『FDレポート』の作成及び発行や、教員の授業内容・方法の改善のため、年に2回、FDフォーラムを開催している。また、学生の理解度を確認するとともに、教育内容・方法の改善のため、学生に対して授業評価アンケートを実施している。教員はこのアンケート結果に基づいて授業を改善するためのアクションプランを作成している（根拠資料2-9）。

さらに、平成29年度からは、カリキュラム委員会を設置し、本学の教育に関する事項について議論を継続している（根拠資料2-8）。（根拠資料4-17）にてカリキュラム委員会の開催実績を示す。平成30年度には、主に、グローバルPBLの検討やカリキュラム・開講科目の見直しが議論された。

また、産業界の意見を本学の教育研究内容に反映し、また産業界と連携して教育研究を効果的に実践するために、本学が人材育成を行う産業分野の専門家、企業の経営者等の学外委員から構成される運営諮問会議を設置している（根拠資料4-18、4-19）。本学の諮問に対する運営諮問会議からの答申内容を踏まえ、これまでに、AIITシニアスタートアッププログラムの開講、キャリア開発や大学運営等、教育内容、教育方法等に関わる改善を実施している（根拠資料4-20）。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法について点検・評価する仕組みを持ち、また、その評価結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが継続的に行われていると判断できる。

（2）長所・特色

産業技術研究科では、情報アーキテクチャ専攻および創造技術専攻にて育成しようとする人材像を設定し、両専攻においてカリキュラムポリシーに則した教育課程が体系的に編成されている。教育課程の編成において、社会人や留学生等、多様な学生のニーズに配慮しているほか、運営諮問会議などを通じて産業界の意見を取り入れている。

本学は専門職大学院として、1年次に講義科目で知識とスキルの習得、2年次にPBL型科目による業務遂行能力（コンピテンシー）を獲得するという教育課程を採用していることが大きな特色である。講義科目においては、社会人学生が学びやすい講義の形として、平日夜間と土曜の開講、クォータ制、長期履修制度、秋葉原サテライト受講やビデオ受講などを組み合わせたAIITブレンドィッド・ラーニングなどを取り入れている。2年次のPBL活動では、数名の学生がチームを組み、明確な目標（成果物）を掲げて、実際の業務に近いプロジェクトを完遂していく中で、高度な業務遂行能力（コンピテンシー）を身に付けることに重点を置いている。このような教育課程を経て、修了要件を満たした学生には、学位授与の際に成績証明書のほか、その学習成果を文章とチャートにより明示したディプロマサブリメントを授与している。

（3）問題点

本学では、社会人学生をはじめとする多様性のある学生に効果的に教育を実施するには、さらに新しい教育手法の開発が必要と考えている。現在、ブレンディッド・ラーニング（講義ビデオと対面授業を組み合わせた教育手法）やケース授業などの開発が行われ、この検証を行うことで、多様な学生への効果的な教育手法を開発する。これらはさらに PBL 型科目にも導入を推進していく。今後はこれらの成果を取りまとめ、カリキュラム体系、シラバス、教育手法に反映させる予定である。

（４）全体のまとめ

大学の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとして明記され、その内容が学生や教職員に周知されるとともに、本学ウェブサイトなどを通じて広く社会に公表されている。

本学では、高度専門職人材の育成を目的としており、1年次に講義科目で知識とスキルの習得、2年次に PBL 型科目による業務遂行能力（コンピテンシー）の獲得という教育課程を採用している。その教育課程を経て、修了要件を満たしたと認定された学生に学位が授与される。

1年次の講義科目においては、社会人学生が学びやすい講義の形として、平日夜間と土曜の開講、クォータ制、長期履修制度、秋葉原サテライトキャンパスでの遠隔講義、さらにはビデオ受講と集合教育を組み合わせた AIIT ブレンディッド・ラーニングなどを取り入れている。2年次の PBL 活動では、数名の学生がチームを組み、明確な目標（成果物）を掲げて、実際の業務に近いプロジェクトを完遂していく中で、高度な業務遂行能力（コンピテンシー）を身に付けることに重点を置いている。

講義シラバスには、授業方針、修得できる知識・能力や授業の目的・ねらい、授業計画・内容、履修のための条件、テキスト、参考書、成績評価方法等が記載されており、適切なシラバスが作成され、活用されている。

学生の学習成果を把握・評価するための仕組みとして、ディプロマサプリメントが挙げられる。本学が発行するディプロマサプリメントは、学位授与式にて交付しているものであるが、ディプロマポリシーに記載されている高度な知識・スキル・コンピテンシーの獲得状況をレーダーチャートで表すとともに、対応する職業上のステータスを明記しているところに特徴がある。

本学では、学内外の関係者が構成する組織、すなわち、FD 委員会、カリキュラム委員会、学外委員から構成される運営諮問会議などが、定期的に本学の教育活動等に関する点検・評価を行っており、それに基づいた改善が実施されている。

以上の取り組みから、大学基準に照らし合わせて極めて適切に、ディプロマポリシーならびにカリキュラムポリシーが設定・公表されており、それら方針に則して体系的な教育課程が編成され、様々な教育方法が採用されている。さらには学習成果の修得状況も適切に把握されながら、学位授与がなされており、その内容は卓越した水準にあるといえる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：全学的な学生の受け入れ方針の設定

評価の視点2：社会に対する学生の受け入れ方針の公表

産業技術大学院大学では、ディプロマポリシー（学位授与方針）及びカリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）を踏まえたアドミッションポリシー（学生受け入れ方針）を定め、産業技術研究科の下に設置された、情報アーキテクチャ専攻及び創造技術専攻の2専攻では、大学のアドミッションポリシーに基づき、専攻ごとに専門職教育の目的を反映し、入学希望者の学生像をアドミッションポリシーで定めている。

以下にこれらのポリシーを示す。

産業技術大学院大学

◎アドミッションポリシー

産業技術大学院大学は、本学の理念に定める人材を育成するため、専攻が定める専門職学位課程のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、

1. 専攻が対象とする産業技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
2. 専攻が対象とする産業技術分野において、複雑な問題を分析し、課題を抽出し、解決できる卓越した能力
3. 専攻が対象とする産業技術分野に関する基礎的技能や知識
4. 継続的学習と研究の能力
5. 必要なコミュニケーション能力、チーム活動力
6. 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

などを獲得しようとする人を受け入れます。

このような学生を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施します。

情報アーキテクチャ専攻

◎アドミッションポリシー

情報アーキテクチャ専攻は、本学の理念に定める人材を育成するため、当専攻が定める専門職学位課程のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、

1. 大学で学んだ知識と、社会人としての経験を論理的・体系的に整理する能力があり、これらの知識と経験を基礎として、さらに発展的に学ぶ意欲を持つ人
2. 最新の情報技術の動向を把握して、イノベーションや新しいビジネスによって社会貢献や社会改革をしたいという志を持つ人
3. 当専攻の教育システムを理解し、効率的に学ぶ計画性があり、プロジェクト演習等を通じて協調性とリーダーシップを発揮できる人

を受け入れます。

このような学生を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施します。

□創造技術専攻

◎アドミッションポリシー

創造技術専攻は、本学の理念に定める人材を育成するため、当専攻が定める専門職学位課程のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、

1. 豊かな感性と体系的、論理的、計画的に思考する力、さらに優れたコミュニケーション力を有し、あわせて目的達成のために努力を惜しまない人
2. 本学の教育内容を理解する基本的知識を有するとともに、地域やグローバル社会の課題を理解し、その解決に取り組む意欲のある人
3. ものづくりへの深い関心と旺盛な知的好奇心を持ち、環境に配慮し新たな創造に果敢に挑戦できる人

を受け入れます。

このような学生を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施します。

また、本学では、これらのポリシーで定めた学生像の入学希望者を選抜するため、それぞれの受験資格・評価項目・基準を設定した7種類の選抜方法による入試を実施している（次節参照）。

これらのポリシーは、大学院案内、本学 Web サイト、募集要項等に掲載され、広く公開されている（根拠資料 1-3、5-1）。

以上のことから、大学及び専攻ごとに、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえたアドミッションポリシー（学生受け入れ方針）が、入学希望者の学生像と選抜方式に関して適切に定められ、適切に広く公開されていると判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく多種多様な入試方法の整備

評価の視点2：入試委員会を中心とした公正な入試の実施

本学では、年5回（7月、9月、11月、1月、2月）、以下の7種類の選抜方法による入試を、10月入学及び4月入学時期に対して行っている（根拠資料5-1、5-2）。

- 自己推薦入試（第1期、第3期のみ） プレゼンテーション試験
- 一般入試（第2期、第4期、第5期のみ） 小論文及び面接口頭試問
- 社会人対象特別入試 プレゼンテーション試験
- 企業推薦入試 面接口頭試問
- 単位バンク登録生対象特別入試 面接口頭試問
- キャリア再開支援入試 プレゼンテーション試験
- 高専専攻科特別入試 面接口頭試問

5回の入試は入学希望者の受験機会を考慮したものである。

7種類の入試は各専攻のアドミッションポリシーに基づいた学生を獲得するため、入試ごとに受験資格が定められ、試験での評価項目・基準が定められている。また、これら7種類の入試は受験者の知識・経験等を最大限発揮できるように配慮したものである。

10月及び4月の入学時期は学生の修学機会・時期の自由度を高めるためであり、4月が繁忙期である社会人学生、9月修了が多い諸外国からの留学生等が入学できるという長所がある。

入学者選抜は入試委員会が中心となって実施している。問題作成、入試の実施、合否判定に至るまで1年間のスケジュールが生まれ、入試委員会を中心とする各教員はそれぞれの段階で役割に応じて関わり、教員と職員が相互にチェックし合い、入学者選抜に人為的ミスが加わることを厳正に避けている（根拠資料5-3、5-4、5-5）。

入試の実施当日は、全体を統括する入試管理本部を置き、研究科長の指揮のもと、各試験室を統括する。また、当日は職員も含め、全体的かつ統一的に対応する体制がとられている。

適切な入学者選抜の実施のため、情報管理の徹底と公平性の確保に留意している。情報管理については、出題や採点、面接に関わる委員名は、学内でも関係者以外には秘匿する、

作問関連作業は場所と時間を限定して秘密裏に行う、個人情報の保管方法・場所を限定するなどの取組を行っている。また、不正行為を未然に防ぐため、試験時間中の監督員の業務は、監督員要領に詳細に記載し、また試験の評価項目・基準を定め、試験の実施に万全を期している（根拠資料 5-6）。入試の可否は、各入試の後に実施される臨時入試委員会にて検討された後、臨時専攻会議を経て、臨時教授会の審議によって判定される（根拠資料 5-7）。

以上のことから、アドミッションポリシー（学生受け入れ方針）に基づく学生募集と入学者選抜制度の設定と、入学者選抜のための体制整備と、入学希望者に配慮した公平な入学者選抜が適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：収容定員充足率に基づく適切な入学定員の設定

大学基礎データに示すとおり、入学定員及び収容定員を設定し、在籍学生数を適切に管理している。現在、収容定員に対する在籍学生数比率は、情報アーキテクチャ専攻が 1.26（長期履修生を考慮すると 1.22）、創造技術専攻が 1.06（長期履修生を考慮すると 1.03）であり、在籍学生数が定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況にはなっていない（大学基礎データ表 2）（平成 30 年 5 月時点）。また、平成 30 年度の授業科目の履修者数の最大は 66、中央値は 23 であり、履修者数は適切に保たれている（PBL 科目含む）。

以上のことから、入学定員及び収容定員の設定と、在籍学生数の管理が適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：入試委員会による点検・評価、改善・向上に向けた取り組みの実施

評価の視点 2：学生の意見収集による点検・評価の実施

毎月 1 回以上開催される入試委員会で、各入試の受験者数、合格者数、合格者の点数、入学手続き者数等の状況を確認し、入試の適切性を点検・評価し、毎月定例的に開催される教授会に報告している。

また、入学時にアンケートを行い、入試委員会及び広報委員会で集計結果を点検・評価

している。入試委員会では入試選抜によってアドミッションポリシーに基づいた学生像の入学希望者を選抜できているかを、広報委員会では広報結果が適切に学生募集に結び付いているかを点検・評価している。また、担任教員による年1回以上の学生面談（キャリア設計、修学状態・成績等の確認・相談等）を行ったりすることでも、学生像・水準から入試の適切性を確認している。

以上のことから、学生受け入れの適切性を定期的に点検・評価が適切に行われ、アドミッションポリシーに基づいた学生像・水準の学生を受け入れることができるように継続的に改善が行われていると判断できる。

（２）長所・特色

入学希望者の受験機会を考慮し、年5回（7月、9月、11月、1月、2月）の入試を行っている。アドミッションポリシーに基づいた学生を獲得するため、7種類の入試を行い、入試ごとに受験資格と評価項目・基準を定め、受験者の知識・経験等を最大限発揮できるようにしている。また、学生の修学機会・時期の自由度を高めるため、10月及び4月の入学時期を設定している。このように、アドミッションポリシー（学生受け入れ方針）に基づく学生募集と入学者選抜制度の設定と、入学者選抜のための体制整備と、入学希望者に配慮した公平な入学者選抜が適切に行われている。

入学定員及び収容定員の設定が行われ、収容定員充足率の5年間の平均値が1.16であり、毎年度、安定的に適正な入学者数を確保し、また在籍学生数の管理が適切に行われている。

（３）問題点

特になし。

（４）全体のまとめ

大学及び専攻ごとにアドミッションポリシーを定め、募集要項、大学院案内、本学 Web サイト等で広く公開されている。月に1回以上開催される入試委員会を中心として、入学者選抜の体制は整備され、また、入学者選抜の公正性も担保されている。入学者選抜はアドミッションポリシーに基づいて適切に行われ、5年間平均の収容定員充足率は約1.15である。入試の適切性は入試委員会等で定期的に点検・評価し、継続的に改善が行われている。

今後は、現在の収容定員充足率を適切に維持し、また入試の適切性の点検・評価・改善からこれを高めることに努めていく。

これらの取り組みから、大学基準に照らし極めて適切に、自ら掲げる理念・目的を実現するためのアドミッションポリシーを公表し、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行い、その内容は卓越した水準にあるといえる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学としての教員像の設定

評価の視点2：研究科の教員組織の編成に関する方針

教員像について、本学の理念・目的に適う高度専門職人材を輩出するために、高度な学術知識と経験を有する研究者教員と、現場の先端技術を伝授しえる実務家教員を配置している（根拠資料6-1【ウェブ】）。このことは、下記の通り第三期中期計画にも示している。ここに、教育機関だけでなく、研究機関としての機能も果たすため、実務家教員には博士号または実務実績の高い教員を採用している。

【公立大学法人首都大学東京 第三期中期計画（抜粋）

Ⅱ 産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業界や他大学等との連携による教育実施体制の整備

① 運営諮問会議からの意見聴取や、PBL 検討部会及び外部レビューの実施などにより、今後育成すべき人材像を見極めながら、本学のPBL型教育をはじめとする教育内容・方法の改善を行う。

また、専門職大学院に対して法令で定められた概ね3割以上の実務家教員を計画的に確保するとともに、社会情勢や産業界のニーズを的確に反映すべく、専攻及び研究科の教育体制の在り方について、検討を行い、必要な改編を行う。

研究科の教員組織の編成について、産業技術研究科の下に、「情報アーキテクチャ専攻」と「創造技術専攻」の2専攻を置き、公立大学法人首都大学東京組織規則に基づき、各専攻に、教授、准教授、助教、助手を置くとしている（現在、助手の採用は行っていない）（根拠資料6-2【ウェブ】）。これらを専任教員と称する。

両専攻のカリキュラムは表1と表3の専門科目群から構成され、各科目群の分野につい

て適する教員を配置している。ここに、専任教員だけで修了に必要な単位数をまかなえるだけの授業担当を行うようにする。各科目群の内容を幅広くするために、必要に応じて非常勤講師を配置している。

また、一人当たりの学生に対する教員数を高くすることで、密度の高い教育を確保することを教員組織編成の方針の一つとしている。すなわち、1専攻2学年の定員100名に対して、専任教員を15名配置する方針である。したがって、教員1名に対して、学生6.6人程度が割り当てられることになる。

以上により、大学として求める教員像や研究科の教員組織の編成に関する方針を明示していると判断できる。

**点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、
適切に教員組織を編成しているか。**

評価の視点1：研究科の専任教員数

評価の視点2：教員組織編成のための措置

研究科の専任教員数について、専門職大学院の立場から説明する。本学の情報アーキテクチャ専攻と創造技術専攻の専任教員数の現状（平成30年5月時点）は、それぞれ

- ・情報アーキテクチャ専攻：専任教員14名（教授8名、准教授2名、助教4名）
- ・創造技術専攻：専任教員14名（教授8名、准教授2名、助教4名）

上記の数は、専門職大学院としての基準（根拠資料6-1【ウェブ】）を満たしている。

本学の人材育成、教育研究の目的（点検・評価項目1-①）を果たし、高度専門職人材の輩出に足りる高度な学術知識と経験を有する研究者教員と、現場の先端技術を伝授しえる実務家教員を配置している。

- ・情報アーキテクチャ専攻の実務家教員数：教授3名、准教授1名、助教0名
- ・創造技術専攻の実務家教員数：教授4名、准教授2名、助教1名

この数は、専門職大学院大学として、教授・准教授のうち実務家教員を3割程度以上配置することの基準を満たしている。

教員組織編成は以下の考え方に基づいて行っている。

教授・准教授の授業担当は、3科目/年程度の講義・演習科目とPBL型教育科目の担当である。PBL型教育科目はグループ学習（数名の学生から構成）の形態をとり、1グループ当たり主担当教員1名（教授・准教授が担当）、副担当教員2名（教授・准教授・助教が担当）の合計3名が割り当てられる。このため、教授・准教授は1人に対して主担当のグループを1つ、副担当のグループを1つ、合計2グループを担当することとしている。本学では、PBL型教育科目に重点を置いているため、この活動に週数コマ程度従事している。

助教は、最大10年間の雇用期間のため、次のキャリアアップがしやすいように教育の負担を抑え、研究活動により多くの時間を当てられるような配慮を行っている。すなわち、講

義・演習科目は1科目/年程度、PBL型教育活動は2グループ程度を副担当して担当し、その学修過程の見守りと評価、学生からの質問に答えることを主として、主担当教員よりも関わりが低いように配慮している。

各専攻の専任教員数は下記に述べるように、授業および学務運営を担当することとなっている。

情報アーキテクチャ専攻の学習・教育目標である「情報アーキテクトに必要な知識の修得」と「情報アーキテクトに必要な業務遂行能力の修得」に基づき、1年次に7つの専門科目群（IT系科目群、エンタープライズ系科目群、システム開発系科目群、マネジメント系科目群、産業技術研究科科目群、事業アーキテクチャ科目群、選択必修科目群）に対しては、表1に示すように、各専任教員の専門領域を考慮し各専門科目群に2名以上の専任教員を配置している。また、PBL型教育科目である情報システム学特別演習1・2、事業アーキテクチャ特別演習a1・a2では、学生が希望するIT系、システム開発系、エンタープライズ系、マネジメント系の業務遂行能力を養成するため、表2に示すように教授及び准教授が主担当及び副担当となり、全ての専任教員が、それぞれの専門性を活かした効果的な実務体験学習プログラムを提供している。

創造技術専攻の学習・教育目標である「ものづくりアーキテクトに必要な知識の修得」と「ものづくりアーキテクトに必要な業務遂行能力の修得」に基づき、1年次の8つの専門科目群（創造技術基礎科目群、技術経営科目群、プロダクト・イノベーション科目群、インダストリアル・デザイン科目群、デジタル技術科目群、産業技術研究科科目群、事業アーキテクチャ科目群、選択必修科目群）に対しては、表3に示すように、各専任教員の専門領域を考慮し各専門科目群に専任教員を最適に配置している。また、PBL型教育科目であるイノベーションデザイン特別演習1・2及び事業アーキテクチャ特別演習b1・b2では、機能デザインと感性デザインを融合するための業務遂行能力を養成するため、表4に示すように教授及び准教授が主担当及び副担当となり、全ての専任教員が、それぞれの専門性を活かした効果的な実務体験学習プログラムを提供している。

授業内容をより拡充して充実するために非常勤講師を配置している。専任教員と非常勤講師の担当科目を（根拠資料4-2）に示す。

教授及び准教授は、原則として年間3科目以上、及びPBL型科目（情報システム学特別演習1・2、イノベーションデザイン特別演習1・2、事業アーキテクチャ特別演習a1・a2、事業アーキテクチャ特別演習b1・b2）の主担当・副担当を含めた2グループの指導を担当している。助教は年間1～2科目、及びPBL型科目の2～3グループの指導を担当している。また、非常勤講師は本学では原則年間1科目のみを担当している。教員が担当する科目は、各自の専門分野を配置している（根拠資料4-2）。

上記のことを下記の表に示す。また、担当教員の教育担当資格については研究業績、業務実績に基づき学内で判定している。

教員組織における教員間の教育研究に関する連携の在り方などについて、各専攻で専攻会議が組織されており、専攻長の主導のもと、毎月所定の日時に、専攻での教育・研究に関するあらゆる問題が審議されている（根拠資料6-3）。これとは別に、各専攻においてPBL教育の在り方や実施方法を検討するPBL委員会（随時）、およびコンピテンシー獲得状況や教

育の進捗を評価するためのPBL 成績判定会議等が開催される。さらに、大学全体の教育研究および学生生活支援などに関する審議を行う各種運営委員会（根拠資料6-4）に両専攻から委員をあてて、大学全体の問題を迅速に対処できる教員組織の編成を確保している。

表1 平成30年度の専門科目群ごとの担当専任教員（情報アーキテクチャ専攻）

科目群	担当専任教員
IT系科目群	小山裕司教授、瀬戸洋一教授、成田雅彦教授、中野美由紀教授、飛田博章准教授、大崎理乃助教、柴田淳司助教、慎祥揆助教、渡邊紀文助教
エンタープライズ系科目群	板倉宏昭教授、成田雅彦教授、松尾徳朗教授、中鉢欣秀准教授
システム開発系科目群	嶋津恵子教授、瀬戸洋一教授、中鉢欣秀准教授、飛田博章准教授
マネジメント系科目群	板倉宏昭教授、酒森潔教授、瀬戸洋一教授、松尾徳朗教授
事業アーキテクチャ科目群	板倉宏昭教授、小山裕司教授、嶋津恵子教授、柴田淳司助教
選択必修科目群	—
産業技術研究科科目群	—

表2 平成30年度のPBL型教育の担当分担（情報アーキテクチャ専攻）

グループ	主担当教員	副担当教員	副担当教員
1	板倉	小山	飛田
2	小山	板倉	慎
3	酒森	瀬戸	中鉢
4	瀬戸	酒森	渡邊
5	中鉢	成田	大崎
6	飛田	嶋津	大崎
7	中野	嶋津	渡邊
8	成田	松尾	柴田
9	松尾	中野	柴田
10	前田	慎	ジョバンニ

表3 平成30年度の科目群ごとの担当専任教員（創造技術専攻）

科目群	担当専任教員

創造技術基礎科目群	池本浩幸教授、前田充浩教授、海老澤伸樹教授、林久志准教授
産業技術研究科科目群	前田充浩教授、インネッラ・ジョバンニ助教
選択必修科目群	—
事業アーキテクチャ科目群	情報アーキテクチャ専攻と共通
技術経営科目群	吉田敏教授
プロダクト・イノベーション科目群	橋本洋志教授、池本浩幸教授、越水重臣教授、内山純准教授
インダストリアル・デザイン科目群	池本浩幸教授、海老澤伸樹教授、國澤好衛教授、内山純准教授、金箱淳一助教
デジタル技術科目群	橋本洋志教授、村越英樹教授、林久志准教授、大久保友幸助教

表4 平成30年度の主要科目（PBL型教育）の担当分担（創造技術専攻）

グループ	主担当教員	副担当教員	担当助教
1	池本	海老澤	金箱
2	内山	越水	金箱
3	海老澤	村越	佐々木
4	國澤	池本	ジョバンニ
5	越水	吉田	大久保
6	橋本	内山	大久保
7	林	橋本	佐々木
8	村越	林	金箱
9	吉田	國澤／前田	ジョバンニ
10	前田	慎	ジョバンニ

本学では教員について任期制が導入されており、より適切な制度運用を検討しながら実施されている（根拠資料 6-5【ウェブ】）。教育研究の実態に即した任期制の種類を設定しており、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき教育研究を行うプロジェクト型任用制度を設けている。

また、グローバル化への対応の1つとして、外国人教員数は2名である。実務家教員数についても、必要とされる教員数を上回っている。

実務家教員は企業出身者が多く、また3割強を占めるため、准教授以上の年齢構成は比較的高くなっている。その分、研究志向の助教採用に関して年齢に関するバランスの取れた採

用を努めている。下記に、専任教員の年齢分布を示す。

専任教員年齢分布表

年齢区分	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳
教員数	4名	8名	10名	6名

以上により、方針に基づき、適切に教員組織を編成していると判断できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集、採用、承認の方針と手続き

教員の募集は、初めに専攻より教育研究分野の希望が出され、学長、研究科長の承認を経て、原則公募により実施している。

採用については、「公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則」及び「公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続き」に基づき、教員選考委員会（学外専門家を最低1名選任している）及び人事委員会の審査において選考が行われる（根拠資料6-6【ウェブ】、6-7【ウェブ】）。選考に当たっては、教育領域、研究領域、社会貢献領域、さらに分野マッチングについての評価が基本になり、さらに研究科での学問分野の特性に応じた基準による評価が加わる。昇任の場合においても、採用に基づく基準に準じて実施される。候補者について、教育研究上の指導実績等の評価を基に実施している。

また、「公立大学法人首都大学東京教員の評価に関する規程」に基づき、教員は年度末及び任期末に、自己申告による目標設定と実績に対して部局長等の評定を受ける。この評定は教員評価委員会の定める評価基準によって行われるが、評定に対する教員本人の苦情申出制度を設けるなど、評定の公平性、透明性が図られている（根拠資料6-8【ウェブ】）。

教授、准教授、助教のいずれも任期は5年とし、5年目に任期評価を受審する必要がある。それを経て、教授、准教授は任期のない雇用になり、助教は最長10年間の任用となる。詳細は点検評価項目④のフローを参照されたい（根拠資料6-5【ウェブ】）。

以上により、適切に教員の募集、採用、昇任、また任期の設定を行っているとは判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：FDの実施方法

評価の視点2：教員および教員組織の向上への繋げ方

本学の運営委員会の1つであるFD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会は、産業技術大学院大学の教育機関としての機能の充実と、教員の教育能力の向上を図るために全学的に取り組むことを目的として設置されている（根拠資料4-16）。FD委員会は、教員の授業内容・方法の改善のため、定期的にFDフォーラムを開催している（根拠資料6-9）。また、学生の理解度を確認するとともに、教育内容・方法の改善のため、学生に対して授業評価アンケートの実施と、その結果に基づく授業を改善するためのアクションプラン作成の主導、本学のFD活動をまとめた『FDレポート』の作成及び発行等を行っている（根拠資料2-9）。

FD レポートは、本学でのFD に関する取組が効果的に関連組織に波及することを意図し、本学 Web サイトに公開している。FD レポートの内容は以下となる。

- ・ FD 活動の概要
- ・ 『学生による授業評価』結果の概要
- ・ FD フォーラム開催の概要
- ・ 教員各自の授業改善に関する取り組みについて（アクションプラン等）

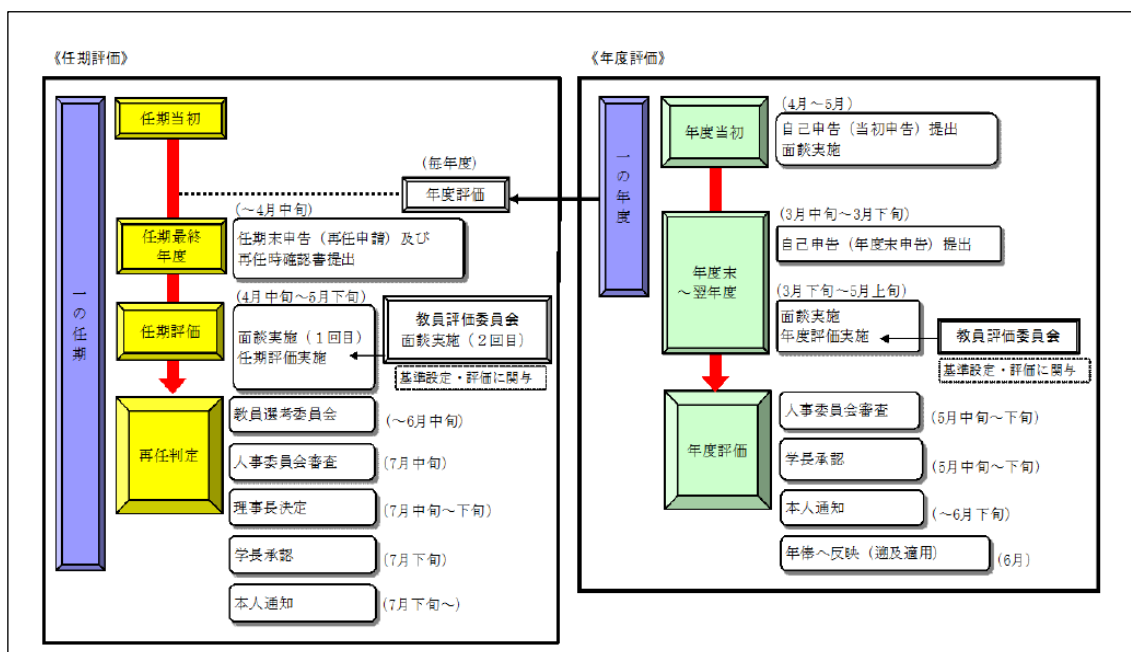
また、教員の授業内容・方法の改善のための企画として、定期的にFD フォーラムを開催している。

FD フォーラムでは外部有識者による講演や参加者の討論会等を実施している。

さらに、全教員の合宿形式（1泊、年1回）において、講義、PBL、学生の諸問題に関する議論を行っている。

教員の教育活動・研究活動・社会活動などについては、各教員は年度当初に各目標を申告する。年度末にその実績報告を行い、教員評価委員会・人事委員会でその年度評価を行い、給与等に反映される。また、評価の低い教員に対しては面接を通して改善を指導している。この結果は、社会に対して公開されている（根拠資料 6-10、6-11）。

次の図は、上記の任期評価と年度評価についてのフローを示す。



以上により、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質と教員組織の向上を行っている判断できる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：教員組織の点検・評価と改善の取り組み

学位プログラムに基づくカリキュラムに適する教員の配置を適宜カリキュラム委員会で見ている（根拠資料 2-8、4-17）。さらに規程に基づく研究者教員・実務家教員の配置を見て、不十分性が生じたときには学長や専攻に勧告して、教員募集を公募にて行い、教員組織の適切性を維持している。

以上により、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

(2) 長所・特色

本学の特色ある PBL 型教育科目では、学生一人当たりの教員数（学生数約 5 名程度に対して教員 3 名の配置）は、きめ細やかな教育が実施できるに十分な数である。さらに、この学生の学習過程において、能力向上の度合いの客観的評価、思うとおりに進まなかった時の適

切な指導などを、専攻内教員が連携を密にとり行える体制を有している。

実務家教員の採用について、社会要請に応えられるような優れた知識および経験を有するものを配慮している。また、採用された実務家教員が常に先端の技術・教育内容が学べるよう、運営諮問会議の協力を得ながら、その機会の提供に努めている。さらに、助教については、最長10年任期のため、次のキャリアアップが果たせるような教育研究活動が行えるよう学内業務の軽減などの配慮している。

(3) 問題点

社会要請の多様性が年々高まりつつあり、それをどのように教育体系に反映し、それを効率的かつ効果的に運営できるかの教員組織の在り方について検討を行っている。また、実務家教員を配置する関係で、教員の年齢構成が高めになっている。今後、より積極的に若い年齢の教員も採用していきたい。

(4) 全体のまとめ

教員組織の編成について、高度専門職人材の輩出に十分に足りる知識および経験を有する研究者教員と実務家教員を適切に配置しており、密の細かい教育が実施できるだけの人員を有する。また、学生の学習過程を逐次に細かく見て評価を行い、これを教育へのフィードバックが図ることのできる組織的な連携体制を確保している。さらに、教授法の毎年点検、向上させるために、FD委員会が中心となって、本学のファカルティ・ディベロップメントに関する様々な取組がなされている。

教員の採用について、選考基準及び選考手続きが明確に定められ、さらに教員選考委員会、人事委員会で審査され選考が行われている。教員の昇任についても、教員選考に準じた基準に基づき、実施されている。以上から、本学においては教員採用・昇任について明確な基準が定められ、かつ、適切な運用がなされている。

これらを総合し、大学基準に照らして極めて良好な状態で求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組み、その内容が卓越した水準にあるといえる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：学生支援に関する大学としての方針の明示

本学では、様々な背景を持つ学生に対して、継続的な検討の下できるだけ広い範囲の支援を行っており、快適な学修環境の確立を掲げながら、大学ウェブサイトや、大学院案内、履修の手引き等に明示している（根拠資料 7-1、1-6、4-3）。

また、本学は社会人学生が約8割であるため、中期目標、年度計画の明示に即した、新卒学生や留学生に対する学生支援のほかに、社会人の学生の学生支援も充実させる必要がある。公立大学法人首都大学東京第3期中期計画には、高度専門職業人を育成するための実践的な教育をさらに推進することや、「リカレント教育を促進する学修環境の整備」および「キャリア開発支援の充実」を明示している。下記に公立大学法人首都大学東京第三期中期計画を示す。

【公立大学法人首都大学東京 第三期中期計画（抜粋）】

Ⅱ 産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【中略】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇リカレント教育を促進する学修環境の整備

①講義支援システム及び遠隔授業の着実な実施や、個別指導の徹底による1年次生の全員に対する担任教員の指導、TA や認定登録講師を活用した指導の実施など、社会人が学修しやすい環境を整備する。

また、修了後も専門能力の向上を図る場として学修コミュニティを一層充実し、学び直しができる学修環境を整備する。

◇キャリア開発支援の充実

②担任制や、メンター制度をより一層活用するなど、多様な学生の就職やキャリアアップ等に応じた組織的・体系的で、個別指導を軸にしたきめ細かなキャリア開発支援を展開する。

以上により、学生支援に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1： 大学としての方針に基づく学生支援の体制の整備

評価の視点2： 大学としての方針に基づく学生支援の適切な実施

本学は、中期目標、年度計画に掲げた通り、全ての学生が学びやすい特色ある支援を多く採用している。支援の実績については、基本的に別添の根拠資料にて示していく（根拠資料7-2）。

【A】 修学支援

・講義支援システム

e-Learning を利用した講義支援を積極的に行っている。すべての座学を基本とした講義は動画コンテンツとして録画され、インターネット経由で遠隔から視聴できる情報システムが稼働している。講義の内容を再度学びたい場合や授業を欠席してしまった場合等、時間に制約のある学生の学習を効果的に支援することができている（ただし、単位取得には授業への出席が必要である）。また、KHP（Knowledge Home Port）制度によって、大学院修了後、10年間は最新2年分の授業動画コンテンツを無料視聴できる。また、この情報システムは、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等にも利用されている（根拠資料4-3 p.30）。

・情報インフラ環境

学生が効果的かつ効率的に学ぶことができるように各種の情報インフラ環境（高速インターネット接続、無線LAN、電子メール、ポータルサイト、講義支援システム等）が整備されている（根拠資料4-3 p.53-54）。

・学生による授業評価アンケート

学生の授業等に関する要望に対応するため、学生に対する授業評価アンケートを行っている。また、アンケート結果に基づいた授業改善のためのアクションプランをたてることで、継続的な授業改善を実現している。これらのアンケート結果や改善のアクションプランはFDレポートとしてまとめられ、すべて公開されている（根拠資料7-3、2-9、2-15）。

・平日夜間及び土曜日の開講

社会人学生を考慮し、平日夜間及び土曜日を中心に授業を開講している。

・クォータ制

専門知識・スキルを短期間で集中的に修得できるように1年間で4学期に区分するクォータ制を採用している。

・長期履修制度

仕事の都合等で、標準修業年限（2年）で修了することが困難で、当初から長期での履修を計画している学生を対象に授業料の追加なしで、2.5年間又は3年間の長期履修ができる制度を導入している。本制度は、仕事による修学時間の制約を受ける社会人学生にとって、継続的な学修を支援する制度として、24名の学生に利用されている（平成30年5月時点）（根拠資料7-4）。

・サテライトキャンパスを利用した遠隔授業

平成22年度から、講義科目に関して、秋葉原サテライトキャンパスを利用した遠隔授業を開始した。両教室は専用回線で結ばれ、高品質の動画が配信されている。本校からサテライトには、講義資料（スライド）及び教員の映像及び音声、サテライトから本校には学生の映像及び音声配信されている。

約8割（過去、一度でも職歴のある学生の割合）の学生が社会人であるため、遠隔授業の実施は勤務後の通学時間の短縮等の効果をもたらし、十分な教育効果が得られている（根拠資料4-3 p.30、4-5）。

・AIIT ブレンディッド・ラーニング

学生の多様な修学ニーズに基づいて、秋葉原サテライトでのTV会議システムによる講義受講、品川シーサイド教室による対面講義などに加え、平成26年度からは新たに録画講義をオンデマンドで受講できる講義を始めた。現在、42の授業で行わせている（平成30年度）。これにより、本学において多数を占める社会人の学生の継続的な学習意欲を維持することが実現している。

・AIIT 単位バンク制度（科目等履修生制度）

入学前に科目等履修生として修得した単位を蓄積し、正規に入学した際に単位認定で正規の単位として換算する際に、科目等履修生で修得した既修得単位分の授業料が減額される制度を導入している。科目等履修生時に修得した単位の有効期限は5年となっている。本制度は、働きながら修学しようとする社会人を支援する制度であり、利用者数から見て社会的要請も強い。大学院の敷居が高い社会人が、試みに科目単位で受講してみて、入学を検討できる仕組みとしても役立っている。平成29年度にAIIT 単位バンク生に登録した学生数は42名である（根拠資料7-5）。

・ オフィスアワー

各専任教員が週1日程度、所定の時間に研究室で学生の各種相談を受け付ける機会を設定している。学生への周知は、学内掲示板及びポータルサイトへの掲示（各クォータ毎）、また本学ウェブサイトの教員紹介ページでされている（根拠資料 4-3 p. 43）。

・ 各種の勉強会等

学生の興味あるいは勉学意欲を増進するために、授業以外に勉強する機会（AIIT イノベーションデザインフォーラム、InfoTalk、履修証明プログラム、起業塾等）を開催している。自由参加型の勉強会として、「AIIT イノベーションデザインフォーラム」と「InfoTalk」が年間16回（平成29年度）ほど開催された。この勉強会は、本学の関係者以外の一般参加者を対象としているが、本学学生の参加も歓迎しており、年間約1,500名（平成24年度～平成29年度平均実績）の参加者があり、対象分野の専門職コミュニティとして機能している。

社会人等学生以外の方を主な対象とした一定のまとまりのある学修プログラム（履修証明プログラム）を開設している。平成29年度は、「人間中心デザイン」と「プロジェクトマネジメントプロフェッショナルスクール」が開講された。

起業塾は平成26年度から平成28年度まで、文部科学省委託事業「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」で採択され、本学の「次世代成長産業分野での事業開発・事業改革のための高度人材養成プログラム」の一環として実施した。本プログラムは、本学の学生に限らず一般からの参加者も募り広く社会人のキャリアアップ及び学び直しの機会を提供した。委託事業終了後も継続的に実施しており、平成29年度に2回、平成30年度に1回、実施した。

・ ハラスメント防止体制

セクハラ・アカハラ及びパワハラに関する相談窓口及び相談員を設置し、相談体制を整備している（根拠資料 4-3 p. 46-49、7-6【ウェブ】、7-7）。

・ 定期健康診断

学生は、4月～12月にかけて、希望時期に定期健康診断を受診することができる。4月入学生・10月入学生それぞれを対象に、毎年各1回、定期健康診断を実施している。受診費用は本学が負担するため、学生への負担はない。

・ 留学生の在籍管理

日本に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法を遵守することが必要であるが、母国との慣習の違い等が原因で必要な手続きを怠ることや、法令違反となるような行為により、強制退去等の結果を招く場合がある。本学では、留学生の日常の状況を把握の上、必要な助言や月1回在籍確認等を実施している。あわせて、入学・退学・除籍等に伴う留学生の受入れの開始又は終了が生じた場合は、入国管理局・文部科学省に対し、適宜報告を行って

いる。

また、本学の教育は日本語を主言語としているため、言語に関する環境を特段配慮していないが、留学生の手引きを別途配布している（根拠資料 7-8）。

・障害者に対する学修環境整備

協議申出書により、障害者に何らかの考慮が必要な点を申請して頂き、それに対応した取り組みの実施を検討し、行っている（根拠資料 7-9）。

【B】 生活支援

・奨学金

以下の奨学金制度を設けている（根拠資料 7-10、4-3 p.42）。

○日本学生支援機構奨学金

経済的理由により就学が困難な人物・学業等に優れる学生に対する日本学生支援機構による貸与制度

○産業技術大学院大学教育研究支援奨学金（根拠資料 7-11）

成績優秀、学内外で顕著な業績をあげ大学院の発展に寄与している学生に対し、年間授業料の半額相当程度を給付する制度。

○キャリアアップ応援奨学金

提携金融機関による入学金や授業料等の納付金の立替制度

○教育訓練給付制度（根拠資料 7-12）

厚生労働省が運営する雇用保険の給付制度の一つ。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、ハローワークに支給申請を行うことにより、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部が支給される。当専攻の課程は、教育訓練給付制度の指定講座である。

1. 専門実践教育訓練給付制度（平成 26 年 10 月入学者から平成 30 年 4 月入学者までの両専攻と、平成 31 年度 4 月入学者からの情報アーキテクチャ専攻が適用）

支給額は教育訓練費の 50%（上限年間 320 千円）。教育期間 2 年間以内が支給の対象となり、6 か月ごとに支給申請を行う。専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から 1 年以内に一般被保険者として雇用された又は雇用されている場合は、さらに教育訓練経

費の20%が追加支給される。

2. 一般教育訓練給付制度（平成26年4月入学者まで適用）

支給額は教育訓練費の20%（上限年間100千円）。修了判定後に支給申請を行う。

・授業料減免・分納制度（根拠資料7-10、4-3 p.42）

以下の減免等制度を整備している。

○経済的理由等による授業料の減免制度（根拠資料7-13）

1. 授業料減免（日本人学生、永住者等向け）

経済的に授業料の納付が極めて困難な日本人・永住者等学生について、予算の範囲内で前期（第1・2クォータ）・後期（第3・4クォータ）ごとに申請に基づき免除・減額を行う。これは半期ごとに、授業料全額免除又は授業料半額免除のほかに、平成30年10月から4分の1減免も開始した。

2. 授業料減免（永住者を除く外国籍学生等）

留学生の修学援助のため、前期（第1・2クォータ）・後期（第3・4クォータ）ごとに申請に基づき免除・減額を行う。これは、半期ごとに、授業料全額免除又は授業料半額免除がある。

○経済的理由による授業料の分納制度（本学在学学生）

経済的理由により各期の授業料の一括納付が困難な学生については、前期（第1・2クォータ）・後期（第3・4クォータ）ごとに申請に基づき授業料を3回の分割納入にする。

○AIIT 単位バンク制度の利用者を対象とした授業料の減免制度（根拠資料7-14）

入学前にAIIT 単位バンク登録生（科目等履修生）として修得・蓄積し、正規入学後に既修得と認定された単位数に応じた金額が、正規入学後の授業料から減額される。

・ 学生教育研究災害傷害保険

学生が教育研究活動中に被った災害に対して、必要な給付を行う災害補償制度で、原則として入学時に加入するが、その後随時加入することもできる。

【C】 進路支援

・ キャリア開発

学生の就職活動の支援のためにキャリア開発支援委員会を組織し、就職情報の提供、就職活動の指導等の支援を行っている。さらに首都大学東京・南大沢キャンパスの学生サポートセンターと連携し、就職情報の提供に努めている（根拠資料7-15、7-16）。

・就職ガイダンスの実施

就職活動のために、専門的知見を持つ講師によるガイダンスを行っている。平成 30 年度は、様々な就職に関する情報を伝達する目的で、10 回のガイダンスを行った（根拠資料 7-17、7-18）。

・キャリア相談の実施

専門知識を持つカウンセラーにより、個別の面談形式の就職活動のためのカウンセリングを、年間を通して随時実施している（根拠資料 7-19）。

また、キャリア開発支援委員会によって認められたキャリアメンターによって、就職活動に関した相談の機会が提供される。

以上により、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備され、適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1： 学生支援の内容についての定期的に点検・評価の実施

評価の視点 2： 点検評価の結果に基づく改善や向上に向けた取り組みの実施

制度や活動に関しては、それぞれ担当する運営委員会が所管し、学生支援に関しては主に教務学生委員会、セクハラ・アカハラ防止委員会やキャリア開発支援委員会で審議し、改善・向上に向けた取組を行っている（根拠資料 7-20、7-21）。各委員会は、基本的に複数の教員と複数の事務専任者とで構成され、必要に応じて東京都や大学法人に協力を依頼し構成委員として参加して頂いている。また、各委員会は基本的に毎月開催され、年間を通じて継続的に制度の適用や活動を進めている。これらの内容は、やはり月に 1 回ほど開かれる教授会および専攻会議で報告され、全学的に共通情報として認識される。このような過程を通し、学生支援内容に関し、学内において継続的に改善や向上に向けた取り組みが行われている。平成 30 年度にあたっては、既に記載した通り、授業料の減免制度において、社会人学生の長期の学び直しを支援することや、研究科再編を見据えて 4 分の 1 減免を新たに設置し、教務学生委員会で「産業技術大学院大学日本人学生等の経済的理由による授業料減免取扱要綱」等の改正を審議した。

また、本学には、一つの研究科の下、二つの専攻が配されているが、この二つの専攻の分野別認証評価は、時期的にずらして行っている。これは、外部から学生支援を含む内容に対して、客観的な評価を厚めに受けることを念頭に置いているものである。このような評価内容を活かし、学生支援内容についても、改善、向上に向けた継続的な取り組みが実践されている。

以上により、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

(2) 長所・特色

学生支援の視点から考えられる本学の特色は、それぞれの学生がおかれている状況の多様性をあげることができる。現在のところ、半分以上の学生が日本人の社会人学生であり、その他、留学生や新卒の日本人学生が混在している状況である。そのため、このような様々な学生に対し、有効性が高いと考えられる支援を継続的に検討し、積極的に実行してきた。

具体的には、AIIT ブレンディッド・ラーニングと、AIIT 単位バンク制度（科目等履修生制度）をあげることが出来る。ブレンディッド・ラーニングについては、講義形態として新規性が高い内容であったが、講義の各担当教員の努力により、対象講義数が増強され、今後も対象講義の幅を増加させることが検討されている。単位バンク制度については、利用者が増え、年度を経るに従い拡充してきている。単位バンクによって単位を取得し、単位バンク生対象の入試制度によって正規コースに入学する学生も増えている。

(3) 問題点

ここまでの内容のように、極めて多様な学生層に対し、できるだけ全員が満足できるような学生支援に関する制度やシステムを構築してきた。ただし、本学の学生の背景は年々極めて大きな範囲に広がっており、社会人経験の有無、その専門知識分野の領域の範囲、経済的基盤は多様化してきている。そのため、本年度も、次年度も、継時的に支援のシステム全体を検討していく必要がある。

平成 30 年度の取り組みとして、修学支援、生活支援、進路支援ともに検討し、必要な対応がなされている。特に、必要性が高いと考えられる経済的な援助については、上記のように授業料減免について拡充された。

(4) 全体のまとめ

大学基準において、学生支援については、「大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導及び助言を適切に行う必要がある」とされている。

この中で、学生の資質及び能力を十分に発揮させるためのシステム、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導及び助言を適切に行う制度を確立してきたと認識している。

以上により、大学基準に照らして極めて適切に学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援をしており、その内容は卓越した水準にあるといえる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：本学が教育環境を継続的に整備できるよう方針を整えている

本学における教育研究活動を円滑に実施できる施設及び設備の方針は研究科長の指示のもと施設・設備委員会での検討を継続的に実施しており、さらに環境や条件について、本学が持つ教育研究審議会において適切に助言され、教育課程の編成に関する方針、教育課程の改善に関する調査研究、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関して、取り扱われるよう講じられている。教育環境に関して多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるよう周知されており、大学における教育環境に限らず、オンライン受講が可能な環境であれば、履修可能であることを明示している。これは、オンライン受講が可能となる授業コンテンツ整備や支援環境整備を含む。

本学においては、施設・設備委員会規程を設けており、その運用ならびに教育研究環境に関わる大学設備の管理に関する責任体制が施設・設備委員会規程第1条および第2条に規定されている（根拠資料8-1【ウェブ】）。また、そのほかに、本学附属図書館管理規則を設けており、第2条においては、本学附属図書館において、教職員及び学生の教育及び研究活動に資するため、図書及び電磁的記録その他の資料を収集し、適切に保管及び利用に関する業務等の管理運営体制を整える旨の明示を行なっている（根拠資料3-4【ウェブ】）。また、附属図書館長は、図書館の業務を掌理するとともに、本学所蔵学術資料の効果的利用のため総合的運用及び連絡調整を行い、学生や教員の教育研究環境の適切な保全が可能となる体制をとっている。

公立大学法人首都大学東京第三期中期計画に、施設設備について下記の通り記載されている。

【公立大学法人首都大学東京 第三期中期計画（抜粋）】

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◇施設設備の計画的な更新・整備

①学生及び教員が快適な環境で学修・研究に取り組めるよう、また、新たな教育

研究ニーズにも対応できるよう、中長期的な計画に基づき施設・設備の更新・整備を行う。

以上により、学生や教員の研究教育環境に関する継続的自己評価や改善が可能となり、さらにその方針も適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：教育および研究環境について、専門職大学院として必要不可欠な施設と整備体制を保持している

本学施設は、東京都立産業技術高等専門学校（以下、高等専門学校）との合同キャンパス内（東京都品川区東大井）に設置されている。当地は東京都内最大の産業集積地である城南地域にあり、「専門知識と体系化された技術ノウハウを活用して、産業の活性化に資する高度専門職業人材を育成する」という本学の理念に照らして、産業界と密接に連携することを可能とする良好な立地である。本学施設の総面積は、約5,069㎡（専用が約2,697㎡、共用が約2,372㎡）であり、学生1名当たりの面積としては、約20.9㎡（ $=5,069(\text{㎡}) \div 243(\text{人})$ ）である（大学基礎データ表1）。

本学においては、（根拠資料4-3 p.53-55）に示すとおり、産業技術研究科に設置されている2専攻の学習・教育目標を達成するに足るだけの講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、その他の施設を設置している。

本学の校舎は、平成9年に施工され、新耐震基準を満たしていることから、耐震性の面においても問題はなく、その他に、地震発生時におけるロッカー等の転倒防止のため、L字の金具で固定する等の工夫を施している。

バリアフリー化については、車椅子等の使用を可能とする障害者用トイレやエレベーター、校舎入口へのスロープの設置等の取組がなされている。

その他の安全・防犯のための設備としては、警備員の常駐、自動体外式除細動器（AED）の設置、人が多く出入りする場所への防犯カメラの設置、PC盗難防止用ワイヤーロックの徹底等がある。

本学における学生の自主的学習環境としては、（根拠資料4-3 p.53-55）に示すとおり、本学専用の学生自習室を3室（257、258、259自習室）および東京夢工房内の自習スペースがあり、PC、プリンター、学生ロッカー等が設置されている（根拠資料8-2）。このうち、257自習室専用の貸し出しノートPCが用意されており、学生は事務室にて貸し出しを受けることができる。

本学は、社会人学生が多く在籍していることを考慮して、夜間（16：30～21：40）及び土曜日（9：00～18：00）にも多く授業を開講している。また、事務室、図書館、自習室等の

開室時間は、授業開講時間及び社会人学生に対する教育上の配慮から、それぞれ下記のとおり設定されており、学生の勉学意欲に対応ができる体制を整備している。さらに、自習室および自習スペースに関しては、学生からの要望があれば、(根拠資料4-3 p.55)に掲げる要件を満たす場合に限り、平日、土曜日、日曜祝日ともに9～23時まで使用することが認められる。他にも、秋葉原ダイビル12階には、本学のサテライト教室が設置されており、遠隔授業の視聴やPBLなどの演習が可能なスペースが提供されている。

また、本学では、e-Learning システムを利用した講義支援を積極的に行っており、すべての講義はビデオ録画され、遠隔からの視聴が可能である。正規学生は、すべての講義のビデオを視聴することが可能であり、講義に関する質問の受付、演習課題の提出等も本システムを通じて行うことができる。教員が授業中に配布した講義資料の残部は、キャリア開発室内にあるレジュメボックスに保管されており、履修申請した学生のみが入手することができる。これらの方法で、時間に制約のある社会人学生の自主的学習をサポートしている。

本学施設のほとんどの場所では、無線LAN (801.11n/a/b/g) の利用が可能である。また、その他にも各種の情報インフラ環境(高速インターネット接続、電子メール、ポータルサイト、講義支援システム等)が整備されている。

ポータルサイトは、授業や学生生活に係る情報が随時掲載される掲示板、演習室や実験・実習室等の施設予約、スケジューラ等の機能が利用できるグループウェアであり、教職員以外に在学生、修了生も利用できる。さらに、PBLに関しては、各種情報及びプロジェクト活動を管理するための情報システム(Backlog、manaba等)も存在し、社会人等の多忙な学生同士がグループ学習に取り組むことを可能としている。

講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設等におけるパソコンの設置状況や情報ネットワークの整備状況等については、(根拠資料4-3 p.53-55)に示すとおりである。高度専門職業人材の育成という本学の目的に配慮して、学生ができるだけ最新の高性能機器で学ぶことができるように、情報インフラ環境及び、講義室、実験室等のPC、サーバ等の機器は、原則約3年で更新される。

また、本学の図書室においては、IEEE、ACM、Scopus、CiNii、日経テレコン21、日経BP記事検索サービス等のオンラインDBの閲覧環境が整備されている。

【事務室】

	開室時間【授業期間】	開室時間【休業期間】
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	9時～22時	9時～17時45分
土曜日 (祝日を除く)	9時～19時	閉室
日曜日・祝日	閉室	閉室

【サポートスタッフ】

	開室時間【授業期間】	開室時間【休業期間】
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	9時～22時	9時～13時 14時～18時
土曜日 (祝日を除く)	9時～13時 14時～19時	閉室
日曜日・祝日	閉室	閉室

【教室等使用時間】

使用時間	授業期間	平日	9時～22時
		土曜日	9時～19時
	休業期間	平日	9時～17時45分

【図書館】

	開室時間【授業期間】	開室時間【休業期間】
月曜日～金曜日 (祝日を除く)	9時～23時	9時～23時
土曜日	9時～19時	9時～17時
日曜日、祝日	閉室	閉室

これらのパソコンや情報ネットワークの適正な活用のため、サポートスタッフが常駐しており、下記に掲げる時間において、学内システム（ネットワーク、LMS等）に関する相談、各種申請受付（印刷上限管理追加許可申請、提供用ソフトの申請等）等を取り扱っている。メールによる相談受付や、学内システムFAQの掲載等も行っている。

以上により、方針に基づき、教育研究等環境を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：専門職大学院にふさわしい図書館、学術情報サービスを保持している

本学の図書館（図書室）は、高等専門学校と共用で設置している。高等専門学校の図書施設は、平成18年4月に高等専門学校に専攻科が設置された際に大学レベルの蔵書に充実された。また、平成18年4月の本学の開学当初には、本学の専門分野に特化した専門書が1,500冊程度（うち外国書を半数）整備された。これ以後、毎年1,600冊程度の専門書等の図書を追加し、平成30年5月1日の段階で約25,000冊の蔵書がある。これらの蔵書は、日本十進分類法（NDC）により分類され、請求記号順に配架されている。加えて、随時、最新の情報を収集するため、専門書以外に複数の学術雑誌、国際会議論文集が整備され、さらにIEEE、ACM、Scopus、CiNii、日経テレコン21、日経BP記事検索サービス等のオンラインDBの閲覧環境が整備されている（根拠資料8-3、8-4）。

図書館の運用は、業務委託業者の派遣する2名及び高等専門学校の司書2名が担当しており、利用時間は、原則点検・評価項目8-②の表に示すとおりである。

本学の学生が活用する文献、雑誌（授業科目の教科書、参考書等）に関しては、本学専用の閲覧書架を設置し、一定の利用制限を行い、本学の学生及び教員の教育研究環境を確保している。また、首都大学東京学術情報基盤センターとの相互利用を行い、研究環境の充実を図っている。

また、図書館では、新着図書、推奨図書、教科書、参考書等の情報を常時公開するためのブログを独自に開設している。

以上により、図書館、学術情報サービスを適切に提供するための体制を整え、且つそれらは適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：専門職大学院として研究教育活動を向上させうる研究活動支援を行なっている

本学の財源は、東京都からの運営費交付金、学生からの授業料、入学検定料収入等を財源とする一般財源が約3億6千万円（平成30年度予算）、科学研究費助成事業が約24,836千円（平成29年度実績）、外部資金が約113,751千円（平成29年度実績）で構成されている。本学では、点検・評価項目1-①に示した学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために、以下の財源確保への取り組みを積極的に行っている。

・ 外部資金

本学では、外部資金獲得のため、各種の補助事業への応募、本学の長をを活かした関係団体からの受託事業、共同研究等を積極的に実施している。平成29年度は、国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）戦略的創造研究推進事業（CRESTタイプ）と

いった公的資金の獲得の他、民間企業との共同研究等を継続的に推進した。

- ・ 科学研究費助成事業

科学研究費助成事業の平成 30 年 4 月の内定時実績では、13 件（うち新規採択 4 件）であり、受入総金額は 24,836 千円（基盤研究 B、基盤研究 C、挑戦的萌芽研究基金、挑戦的研究（萌芽）基金、特別研究員奨励費）であった。

- ・ 一般財源研究費

一般財源研究費は、本学の使命及び目的の実現に向け、学外に向けての競争力を高めるための基礎及び基盤の増強を目的に戦略的、また重点的に活用している。一般財源研究費は、学生からの授業料、入学金、入学考査料等の自己収入及び東京都からの運営費交付金を財源としている。一般財源研究費の 8 割以上を占めている東京都からの運営費交付金を確保するため、東京都に対しては、公立大学法人首都大学東京を通じて予算要求を行い、財源確保に努めている。また、広報を積極的に行い、志願者増による収入の確保を図っている。

本学では教員について任期制が導入されており、より適切な制度運用を検討しながら実施されている（根拠資料 6-5【ウェブ】）。

また、グローバル化への対応の 1 つとして、外国人教員数は 2 人であり、全国平均を大きく上回っている。実務家教員数についても、必要とされる教員数を上回っている。

教員組織の活動をより活性化させるための措置として、サバティカル制度（根拠資料 8-5【ウェブ】）および裁量労働制（根拠資料 8-6【ウェブ】）を導入している。教員の教育研究活動を活性化させることを目的として、質の高い講義、わかりやすい教授方法の実現に寄与し、前年度の「学生による授業評価」において優秀な評価を受けた教員に授与される、「Best Professor of the Year」を設けている（根拠資料 8-7）。

さらに、本学においては、本学教員が責任者となり、研究分野の深化および研究成果の社会還元を目的として研究所の設置をすることができ、本学及び外部の研究者がリサーチフェローを置くことができる制度を設けている。2018 年度においては、産業技術に関する 4 つの研究所が運営されている（根拠資料 3-5）。これらの研究所に対しては、必要に応じて予算を措置しており、本学における教員の研究活動に対する強力な支援を実施している。

以上により、外部資金の獲得や教育研究活動を活性化させる取組を行うことで、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理の自己点検だけではなく、外部の教育倫理講座を活用して、確かな研究倫理研修を実施している

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日付文部科学大臣決定）に基づき、教職員の職務に係る倫理保持のための行動規準として倫理規程を整備するとともに、研究においては、「産業技術大学院大学における研究者の行動規範」の制定、「研究費不正使用防止計画」の策定、研究活動や研究費に関する不正防止対策推進室の設置、関係規則等の整備などにより不正防止を図っている（根拠資料8-8、8-9）。

また、本学に所属する全ての常勤職員および非常勤教員のうち本学にて研究費を執行する全ての者に対して、APRIN e-ラーニングプログラム（旧 CITI Japan e-ラーニングプログラム）等の研究倫理研修を実施することで、法令遵守を徹底している。

本学の教授会および職員研修においては、教員等のセキュリティ意識の向上を目的として、情報セキュリティ及び個人情報保護について研修・自己点検が行われている。本研修は、近年、公官庁や企業に対しフィッシング・標的型メール攻撃や、ソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃など複雑・巧妙化したサイバー攻撃が後を絶たないことなどを踏まえ、こうしたサイバー攻撃の脅威を防ぎ情報セキュリティ対策を強化するにあたって、教員一人ひとりの情報セキュリティ及び個人情報保護に対する意識の向上を図ることを目的として実施されており、教職員の情報倫理教育やITの使用の意識向上としての取り組みがなされている。

一方で学生に対しては、情報倫理または技術者倫理に関する科目は必修科目であり、すべての学生が受講することになっている。とりわけ、専門職人材育成を行う本学においては、これらの倫理科目は最重要科目として位置付けており、学内における活動のみならず、学生が学外または修了後の活動においても、望ましい活動を実施できるよう支援する目的として講義を提供している。

さらに、研究安全倫理委員会を設置し、人を対象とした研究が、ヘルシンキ宣言等の国内外の法令等に沿った倫理的配慮の下に行われるよう環境の整備を図っている。

以上により、研究倫理を遵守するための必要な取組や制度を整え、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：分野別認証評価を活用し、継続的な教育研究環境の適切性を点検・評価している

本学が持つすべての専攻においては、外部機関による分野別認証評価を受審しており、定期的に本学の教育研究環境の適切性については自己点検および評価を行なっている。さらに、受審結果に基づいた改善および向上の取り組みを実施している。分野別認証評価に関しては、一般社団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）の認証評価を受審しており、その評価において、教育研究環境に関わる評価は全てA評価以上を取得している（JABEE基準5（1）～（8））。とりわけ、学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、

それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みについてはS評価であり、定期的に教育研究環境を向上させている成果を示している。なお、これまでに受審した分野別認証評価においては、本項目に該当する評価結果は適合評価を得ている。それらの基準における評価項目に対応した改善および向上を、施設・設備委員を中心に実施している。

さらに、本学教員全員が参加するPBL研究会において、教育環境や研究環境に関する討論会を実施しており、研究居室、教室、演習室、図書館、およびその他諸々の施設に関する意見交換がなされている。これを踏まえ、施設・設備委員会やカリキュラム委員会等が必要に応じて、改善のための適切な策を講じている。

また、大学法人を主体として組織運営基盤の強化を目的とした第3期中期計画による計画目標を設定し、「施設・設備の計画的な更新・整備」、「安全管理及びリスク管理体制の整備」の改善目標が設定されている。

以上により、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、それに対する改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

(2) 長所・特色

施設・設備については、社会人学生等、時間に制約のある学生に配慮して、夜間の利用について柔軟に対応している。これらの学生が使用する教育研究環境においては、①「時間外施設使用申請書」を提出することで、平日、土曜日、日曜祝日ともに23時まで使用することが認められる。同様に、事務局に関しても、平日および土曜日に関しては、午前9時より22時まで（土曜日は19時まで）対応できるよう窓口を解放しており、学生の各種申請や学習活動を支援できる体制を整えている。

学生が自習を行うことができるスペースには、150台以上の計算機装置を設置しており、学生のニーズに応じてWindows、macOSを選択できる計算機環境を備えている。また、学生自習室にはプリンター、鍵付きの学生ロッカーを設置しており、活動において個人情報やプライバシー情報を扱う際に各種書類やドキュメントを保管できる環境を提供している。Designers' Lab（約45㎡）とよばれる学生演習室においては3次元計測システム、3次元プリンター、ホワイトボードを設置しており、各種創作物やプロトタイプ製作が可能となる環境を提供している。

授業のオンデマンドビデオコンテンツを制作するためのソフトウェアを授業担当教員に対して提供しており、高品質の授業動画制作を可能としている。

本学のサポートスタッフにより教職員の計算機環境やITインフラ環境上の問題解決サポートを行っており、タイムリーなICTサポート体制が構築されている。

(3) 問題点

通常の経年変化通りの劣化をしているため、緊急対応が必要な施設・設備の改修が必要である点が挙げられる。これについて、東京都の施設費補助金を財源として改修の計画が立てられている。

(4) 全体のまとめ

施設・設備の状況から判断して、本学で行われている教育研究活動を促進するための施設・設備は、十分確保されており、また、社会人学生が多い本学の特色を反映して、夜間や土曜日、日曜祝日の施設使用の需要にも柔軟に対応している。さらに、近年の耐震性、バリアフリー化、安全・防犯面への意識の高まりにも配慮がなされていることが分かる。

図書室においては、本学における教育研究分野に対応した専門書や外国書、学術雑誌、国際会議論文集のほか、オンラインDB等の整備がなされ、多様な学生が学習のために図書室を有効に活用できるように配慮されている。

以上の通り、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営している。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：OPIによる社会連携・社会貢献に関する方針の明示

社会連携・社会貢献活動を実施する組織として、本学にはオープンインスティテュート（OPen Institute:OPI）が設置されている（根拠資料9-1、9-2、3-3）。OPIの事業に関しては、設立団体である東京都が策定する法人の6年間の中期目標および中期目標を受けて法人が策定する6年間の中期計画に基づいて実施されるよう定められている。また、法人は中期計画に基づき、毎事業年度ごとに年度計画を策定しており、OPIの実施する地域貢献活動の目的を達成するための計画について、さらに具体的に定められている。

さらに、OPI長を委員長とするOPI企画経営委員会においては、各年度におけるOPI事業の基本計画および実施講座案の策定等を行っている（資料9-3）。

【公立大学法人首都大学東京 平成30年度計画（抜粋）】

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 都の政策展開に対する積極的な支援

【継続】中小企業支援のためのリーフレットを改定し、それを活用して本学教員の知見をPRするとともに、都や区市町村のイベント等への参加を積極的に行い、政策課題に対するシンクタンク機能を更に発揮する。

【継続】東京2020大会に関連するテーマを扱うPBLを2以上実施する。

◇ 自治体職員の人材育成への協力

【継続】本学の知見を活用し、都・区市町村等の職員向けの研修や公開講座を企画・実施し、人材育成に貢献する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業振興施策への貢献

【継続】産業界と連携し、企業等のニーズを踏まえた専門セミナー・公開講座や研究を継続的に実施し、産業振興施策に貢献する。

【継続】東京商工会議所を介した中小企業からの相談事業への対応や、地元金融機関等が主催する中小企業向けイベントへの参加を通じ、継続的に中小企業支援を実施する。

◇ 社会人リカレント教育と学修コミュニティの充実

【継続】継続学修の場であるマンスリーフォーラムを着実に実施して継続的な修学の場を提供するとともに、継続学修を促すために、SNS の活用や新たな仕組みの構築など、学修コミュニティの更なる充実を図る。

【新規】継続学修の新たなチャンネルとして、シニアのスタートアップ等を目的としたリカレント教育の場を構築・提供する。(2-09 再掲)

【継続】修了生が主催する専門分野ごとの研究会を支援する仕組みを検討し、課題の洗い出しを行う。

【継続】最新の技術動向や産業界等のニーズに対応した内容の履修証明プログラム 34 を実施するとともに、単位バンク制度を確実に実施し、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しを提供する。

以上、OPI を通して社会連携・社会貢献に関する方針を設定するための措置が有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：地域・産業界のニーズにタイムリーに応えた取り組みの実施

評価の視点2：教育研究成果のセミナー等を通じた社会への還元

OPIにおいて行われている本学の地域貢献活動は、点検・評価項目9-①でも述べたとおり、中期目標を受けて定められた、計画および年度計画に沿って実施されている。そして、OPI長を委員長とするOPI企画経営委員会では、年度計画を受けて、各年度におけるOPI事業の基本計画および実施講座案の策定等を行っている。

OPIの事業としては、AIITマンスリーフォーラム、行政との連携事業、産業界との連携事業、共同研究・受託研究等がある。

AIITマンスリーフォーラムは、自由参加型の勉強会・交流会として、最先端の話題について自由に議論できる場を提供することを目的に開催しており、情報分野での「InfoTalk」、ものづくり分野での「AIITイノベーションデザインフォーラム」がある。毎回、各テーマの専門家を講師として招いているほか、学内外を問わず参加者を募っており、勉強会終了後に

行われる交流会も、参加者同士の情報交換の場として活用されている（根拠資料9-4）。

行政との連携事業では、東京都産業労働局や総務局のほか、地元の品川区・大田区を中心に産業振興に積極的な自治体と協力体制を敷いている。特に品川区とは、連携・協力に関する包括協定を締結しており、産業振興、教育・文化、保健・医療、福祉、防災およびまちづくりの政策等における包括的な連携のもと、品川区における地域社会の課題解決および本学の教育・研究機能の向上を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的としている。

産業界との連携事業としては、企業で経営・研究・開発に関わる人々を対象に、最新のトピックスや話題性のあるテーマを取り上げて、自由に参加し、議論・交流できる場を提供するAIIT 技術経営交流会を開催するほか、各種催し物への出展、講演会等を行っている。

共同研究・受託研究等に関しては、本学の設立目的から、産業界との積極的な連携を図るために行なっている。

履修証明プログラムとして人間中心デザインやプロジェクトマネジメント・プロフェッショナルスクールを設定している。

また、平成 30 年度年度計画をうけて、平成 30 年 8 月より新しい取組として、約 7 か月の短期プログラムである AIIT シニアスタートアッププログラムを開講した。起業に挑戦するシニア層の方を後押しし、起業に必要とされる高いレベルの知識及びスキルの修得を目指すものであり、東京都、産業界等の協力を得ながら実施した（根拠資料 9-5）。

なお、上述のような事業が、中期計画および年度計画に沿って適切に実施されることを担保するため、各年度の終了時には、年度計画の項目ごとに達成状況を自己評価し、その時点における中期計画の実施状況の報告を『業務実績報告書』の提出をもって行い、評価を受けることとなっている（根拠資料2-5）。

平成 29 年度における OPI 事業の実績についても、『業務実績報告書』にて、平成 29 年度計画通り実施されたことが報告されている。

以上、OPI を通しての社会連携・社会貢献に関する取り組みと社会への還元が有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：OPI による点検・評価の措置

評価の視点 2：OPI を通じた改善・向上に向けた取り組み

各年度におけるOPI事業の基本計画および実施講座案の策定等は、OPI長を委員長とするOPI企画経営委員会にて行っている。また、年度ごとに、当該年度における活動実績について確認しており、そこで議論された意見が次年度の基本計画の内容に反映されている。本委員会は平成29年度に9回開催しており、OPI事業の運営に係る改善の向上のための検討を図っている（資料9-6）。

OPI 事業については、これらの委員会を通じて改善のための検討を図るとともに、自治体

や産業界等のニーズを踏まえた新たな施策に取り組んでいる。

以上、OPI を通しての社会連携・社会貢献の点検・評価の措置や改善・向上に向けた取り組みが有効に機能していると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は社会人を主な対象とする専門職大学院という特性上、社会連携・社会貢献を扱うオープン・インスティテュート（OPI）は大学外に開かれた研究所であり、様々な活動を通じて大学と社会の密接なコミュニケーションを図り、社会のニーズに適合するような活動を推進している。

本学の地域貢献活動は、6年ごとの中期目標に基づき、中期計画および年度計画に沿って、オープンインスティテュート（OPI）を中心に計画的に実施されており、AIITマンスリーフォーラム、AIITシニアスタートアッププログラム、行政との連携事業、産業界との連携事業、共同研究・受託研究等を通じて、自治体や企業等の課題解決に独自の知的資源を役立てるなど、様々な取組を行っている。

また、毎月第三金曜日に開催される InfoTalk・イノベーションデザインフォーラムなど認知度が向上している。平成29年度には1,759名が参加した。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学院の教育研究成果を広く社会へ還元すると共に、学位プログラム以外にも、地域・産業界のニーズにタイムリーを応えたカリキュラムを提供する場として、また、地域・産業界との交流の場として、オープン・インスティテュート（OPI：Open Institute）を設置しているのが特長である。OPIでは、企業の経営層や技術者はもちろん、本学学生の皆様も対象として、InfoTalkやイノベーションデザインフォーラムなどのAIITマンスリーフォーラムやAIITシニアスタートアッププログラム、履修プログラムとしてenPit、人間中心デザインなど実践的な専門講座、セミナー、フォーラム、研究会を数多く開催している。また産学公連携を積極的に希望する企業との共同研究・受託研究等や品川区など近接地域の自治体との事業協力も実施している。これらの地域貢献活動は、中期計画および年度計画に沿って着実に実施されている。

OPIにおいて実施されている地域貢献活動については、中期目標においてその目的が策定されており、その目的を達成するために中期計画および年度計画が定められている。これらの計画は法人ウェブサイト等で公表されている。

OPI事業については、OPI企画経営委員会を通じ、前年度の実施状況等の資料を基に検討を行い、問題点についての改善を行うとともに、自治体や産業界等のニーズを踏まえた新たな施策にも取り組むなど、改善のための取組が図られている。

これらの取り組みから理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しているといえる。大学基準に照らして極めて良好な状態により、社会連携・社会貢献に関する取り組みが卓越した水準にあるといえる。

第 10 章 大学運営・財務

(1) 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据え中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針の明示

本学は公立大学法人であるため、地方独立行政法人法第 27 条に則って中期計画を実現するために年度計画を毎年度作成している。年度計画には、東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 5 条で定めるところにより、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載している（根拠資料 1-7【ウェブ】）。

平成 30 年度年度計画の基本方針には、「第三期中期計画の着実な達成に向けて、以下の取組を積極果敢に推進していく。」と記載されており、これは公立大学法人首都大学東京のウェブサイトから確認することが出来る（根拠資料 1-8【ウェブ】）。大学の管理運営に関する方針は、教育研究審議会で議論されており、この結果は毎回大学の教職員に周知されている（根拠資料 10-1）。教職員は年度計画の着実な実施を通して、中期計画・中期目標の実現をするよう大学運営を行っている。

以上のように、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：学長をはじめとする所要の職、教授会の設置および、その権限等の明示

評価の視点 2：適切な大学運営

評価項目①に基づき、学長は理事長とは別に任命されるもので、経営審議会を構成する者から3名、教育研究審議会を構成する者から3名で構成される学長選考会議で選考をする。学長選考会議の議長は、委員の互選で定められ議長が選考会議を主宰する(根拠資料 1-11)。

公立大学法人首都大学東京の管理運営は、業務を総理する理事長のほか、本法人の運営する各大学において教育研究組織を統括する学長(法人の副理事長)、事務組織を統括する事務局長(法人の副理事長)を中心に行っており、また法人役員である監事からの助言を受けている(根拠資料 10-2【ウェブ】)。

学内の教育研究面の管理運営に関する役職としては、学長の決定の下に、研究科長、OPI長、附属図書館長、研究課長補佐を幹部教員として、管理運営責任を担っている。

図1組織図のように、経営に関する重要事項については法人が設置する経営審議会において、各大学の教育研究に関する重要事項については教育研究審議会において審議・決定することとしている(根拠資料 10-3【ウェブ】、2-1)。経営審議会は、教育研究の責任者である学長が構成員であるとともに、法人の人事に関する事項の検討又は審査を行うために、法人に人事委員会を設置している(根拠資料 6-7【ウェブ】)。教育研究審議会は、全学の教育研究活動に係る重要事項について審議・決定を月1回程度開催している(根拠資料 2-1)。本審議会の議長は学長であり、研究科長、OPI長、附属図書館長及び法人の副理事長である事務局長、理事が構成員として出席しており、経営部門を含む事務組織と教育研究組織の連携・協力を図っている。

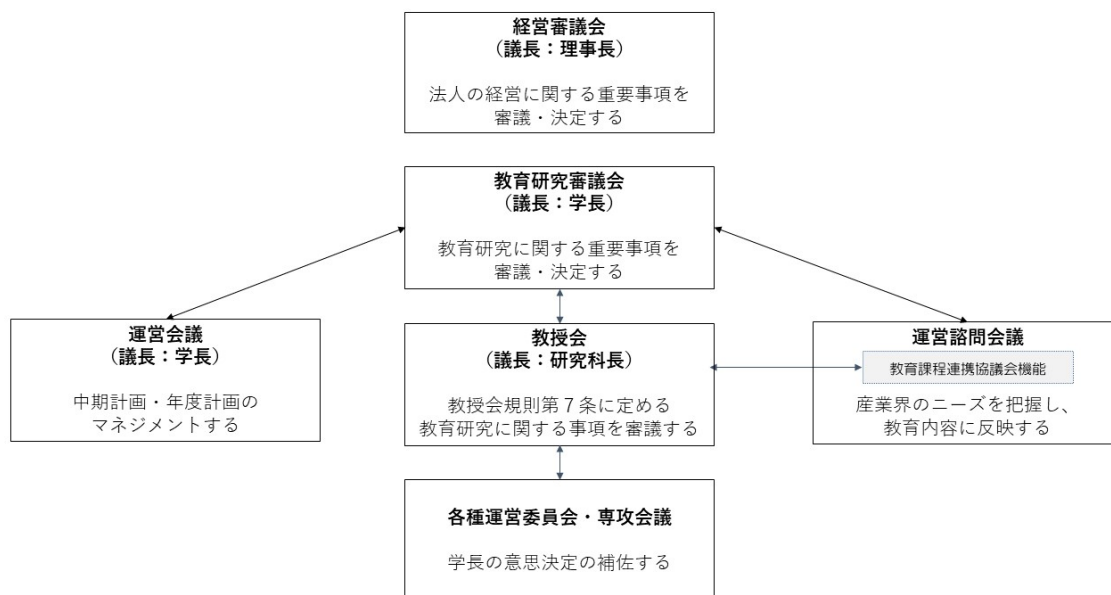
教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、研究科長を長とする研究科に設置される教授会において、入学試験の合否判定や修了判定等、研究科の教育研究活動に係る事項を審議している(根拠資料 10-4【ウェブ】)。

このほか、教育研究審議会で決められる中期計画や年度計画をマネジメントするために、学長を議長とする運営会議(旧:年度計画進捗管理会議)、産業界のニーズを把握し、教育内容に反映するために運営諮問会議を設置している。この運営諮問会議は、平成31年度から専門職大学院設置基準の改正に対応するため、教育課程連携協議会の機能もつこととしている。さらに、学長の意思決定を補佐し、円滑かつ効率的な運営を図るため、専攻会議・運営委員会を設置し、専門的な検討及び調査あるいは実務を行っている(根拠資料 6-4)。

危機管理等に係る体制については、総務部総務課安全衛生管理担当が中心となって法人全体の体制整備を推進しており、本学も法人の体制に則っている(根拠資料 10-5【ウェブ】)。具体的には、災害・火災など危機発生時の体制整備として、緊急時の連絡体制、同一キャンパスに存する産業技術高等専門学校と共同での防火・防災計画の策定、災害用資機材、飲料水・食糧、新型インフルエンザ対策用品等の常備のほか、損害保険に加入し財産毀損・損害賠償責任等の発生に伴う財務的リスクへの対応を図っている。また、コンプライアンス面については、教職員の職務に係る倫理保持のための行動規準として倫理規程を整備するとともに、研究においては、「産業技術大学院大学における研究者の行動規範」の制定、「研究費不正使用防止計画」の策定、研究活動や研究費に関する不正防止対策推進室の設置、関係規則等の整備などにより不正防止を図っている(根拠資料 8-8、8-9)。加えて、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止に関しても、相談体制を整備しているほか、法人に運営委員会を設置してそれら事象の発生防止及び対策を図っており、さらに本学に分会を設置している(根拠資料 7-7)。

以上のように、学長をはじめとする所要の職が定められ、研究科には教授会や各種運営委員会等が設置されている。それぞれに適切な権限等が与えられ、適切な大学運営が行われていると判断できる。

《図1 組織図》



点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算編成及び予算執行の適切さ

公立大学法人首都大学東京の収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定められている。中期計画においては、2017年度から2022年度までの6ヶ年の予算、収支計画及び資金計画が策定され、年度計画においては、当該年度の予算、収支計画及び資金計画を策定されている。

各年度における収支予算計画の策定に当たっては、まず、法人の理事長が経営審議会の審議を経て定めた予算編成方針に基づき、法人内各執行単位の予算管理を所掌する予算管理者が、所管事業に要する経費を見積る。理事長がこの予算の見積もりを踏まえて最終的な予算案を作成し、経営審議会の審議を経て予算を決定・配分している。なお、本学では、予算管理者である管理課長を中心として、予算の見積もりを作成した後、法人の経営企画室へ提出することとなっており、最終的な予算案は本学を含む法人全体の予算の見積もりが勘案されたうえで作成されている。

また、中期計画は東京都知事の認可を受けて策定されており、年度計画については知事に届け出ている。これらの計画は、ウェブ上でも公開され、学内外に周知されている。

財務諸表については、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、東京都知事の承認を

得た後、大学ウェブサイトにて公表している。決算報告書、事業報告書、監事監査報告書及び独立監査法人の監査報告書についても、同様にウェブサイトで公表している（根拠資料10-6【ウェブ】）。財務に対する会計監査は、監事による監査、会計監査人による監査、会計に関する内部監査（以下「内部会計監査」という。）及び東京都による監査を実施している。

監事による監査では、東京都知事が任命した監事が、監事監査規則に基づいて作成された当該年度の監査計画により業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している（根拠資料10-7【ウェブ】）。

会計監査人の監査は、東京都知事が選任した監査法人が、地方独立行政法人法第35条に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書について実施している。

内部会計監査については、内部会計監査規程に基づき、理事長が法人職員のうちから兼務として監査員を命じて行う各予算執行単位を監査する自己監査と、各予算執行単位の部署ごとに自ら定期的に検証する自己点検からなり、会計事務の適正化に努めている（根拠資料10-8【ウェブ】）。

東京都による監査は、東京都からの出資を受け設置し、運営交付金を主要な財源としていることから、東京都監査委員が会計経理等の適切性、また経営的な観点からも監査する財政援助団体等監査を実施している。

地方独立行政法人法改正により、本法人においても、平成30年度より、「公立大学法人首都大学東京における内部統制に関する規程」を制定し、内部統制機能を制度化した（根拠資料10-9【ウェブ】）。内部統制に係る委員会及び役員の役割を規定し、理事長を最高責任者とし、担当役員の統括におき、法人内に内部統制を統括する委員会を設置する。公立大学法人首都大学東京リスクマネジメント連絡会を立ち上げ、各学校の教職員幹部と法人幹部を構成員として、リスクマネジメントの推進及び情報共有を図っている（根拠資料10-10）。

また、法人内に「内部統制推進責任者」として監査・内部統制担当部長をおき、事務組織各課を「内部統制推進部門」とし、事務組織各課の長を内部統制推進部門の部門長としている。また、内部統制の手段として、内部監査、監事監査、自己点検を活用している。

以上のように、適切な予算編成、予算執行が行われていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織の設置

評価の視点2：事務組織が適切に機能していること

職員の採用は、多様な雇用形態、勤務条件、採用区分を設定し、行っている。また、昇格については適切な規則を設けている。これらの規則は、(根拠資料 6-6【ウェブ】、10-11【ウェブ】、10-12【ウェブ】)に記載され、適切に運用されている。

事務組織については、法人全体の統括機能を担う経営企画室、総務部、産学公連携センター及び学生サポートセンターと、大学・キャンパス管理機能を担う産業技術大学院大学管理部によって担われているということができ、役割の明確化と適切な分担を図っている(根拠資料 10-13)。産業技術大学院大学管理部管理課の課内担当運営委員会と人員に係る状況については、下記のとおりである。

【課内運営担当委員会】

担当係	担当運営委員会
庶務・会計係 (8名)	教育研究審議会、セクハラ・アカハラ防止委員会産技大分会品川シーサイドキャンパス部会、施設・設備委員会、教員選考委員会、教員評価委員会、図書情報委員会、安全衛生委員会、エコキャンパス委員会品川シーサイドキャンパス部会
国際・企画係 (7名)	広報委員会、自己点検・評価委員会、国際交流委員会、将来構想検討委員会、運営会議(旧：年度計画進捗管理会議)
教務学生入試係 (8名)	教務学生委員会、入試委員会、FD委員会、キャリア開発支援委員会、カリキュラム委員会
OPI 企画運営係 (5名)	OPI 企画経営委員会、シニア運営委員会

【職員の配置】※部課長を含む。

設立団体の職員	固有職員			人材派遣	臨時職員	合計
	正規職員	特定任用	非常勤契約			
6	13	1	6	2	2	30

課内の担当は本学の運営、教育研究活動の支援が円滑に実行できるよう、事務局幹部と学長・研究科長が協議して決められる。そのため、本学の組織は比較的小さいにも関わらず、多くの運営委員会があるが、教員と職員で共に円滑運営をしている(根拠資料 6-4)。教職員が共に同じ方向を向いて仕事をすることで、大学運営を円滑に実施している。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備として、教育研究用情報システムの運用管理、図書館の運用業務、講義の収録及び動画撮影を行う講義支援業務等については外部委託化を図り、より専門性の高い委託業者により運営している。

法人職員については、多様な雇用形態を持ち、キャリア支援については特定任用職員としてキャリアカウンセラーを配置している。また、秘書業務、外国語等を活用する国際化推進業務、情報システムの運用管理、外部資金事業の管理業務にあたっては、業務経験等を考慮し非常勤職員・人材派遣・臨時職員を採用・配置している。

人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善として、業績評価制度により、職員の勤務実績について、職員の能力開発や人材育成、任用・給与制度に反映し、能力と業績に基づいた公正な人事考課制度を推進している。また、自己申告制度に基づき職員が自らの担当職務について主体的に業務上の目標や課題設定を行い、評定者である管理職と職員とのコミュニケーションを活性化させ、きめ細やかな人材育成と職員の意欲向上を図っている（根拠資料 10-14 【ウェブ】）。

以上のように、大学運営に必要な事務組織が設置され、適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の観点 1：大学運営を適切かつ効果的に行うための、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図る活動

職員の資質向上のために、法人では「人材育成プログラム」を策定している。「人材育成プログラム」を法人職員の戦略的人材育成の指針とするとともに、これを具体化し実践するため、中長期的な人材育成の観点を踏まえて、平成 21 年度より体系的、計画的に SD 研修を企画・実施するため、戦略的人材育成の指針として『人材育成プログラム～スタッフ・ディベロップメントの体系化と実践的展開～』を策定した。平成 29 年 3 月には、法人の職員構成（法人固有職員と東京都派遣職員の割合や年齢分布）の変化等を踏まえ、より実効性のある内容へと「人材育成プログラム」を改定した。改定後の「人材育成プログラム」では、法人職員として求められる主な能力・スキルを職級ごとに明示するとともに、それに応じた研修を行うことを掲げている（根拠資料 10-15）。また、「職員研修実施計画」を毎年度作成し、職場外研修、職場研修（OJT）、派遣研修、自己研修と体系を明確にして各種研修を実施している（根拠資料 10-16）。

職場外研修では、職区分ごとに実施するキャリアアップ系研修やスキルアップ系研修、全職員を対象とした実務系研修を実施している。職場内研修（OJT）では、チューター制度を導入しており、新規採用職員の育成を図るほか、法人職員として必要な基礎力、知識等の学習を促す取組である「法人職員基礎知識理解度測定」の実施や各職場の OJT 推進責任者であ

る各管理職を対象とした悉皆研修の実施など、OJT が組織的取組となるよう研修を通じて働きかけを行っている。さらに、自己研修として、大学の国際化を支える職員を育成するための語学研修（英語）や資格取得支援制度など自己啓発の取組を支援する制度も導入している（根拠資料 10-17）。また、教学と連携した取組として、教職員合同の FD・SD セミナーを実施し、教職員の一体感を醸成するとともに、法人の経営方針や教学に関する理解の促進に取り組んでいる。また、新任職員育成を目的として、平成 23 年度より本学にて実施された「業務日報」は、入職後 3 か月間、新任職員にその日行った業務について報告を行わせるものであり、平成 24 年度からは、法人全体にも取り入れられるようになり、現在も引き続き行われている。

このほか、公立大学協会等の他機関が実施するセミナー等にも職員が参加し、資質向上を図っている。

なお、「法人職員基礎知識理解度測定」では、各事務部署の職員で構成されたプロジェクトチームのメンバーを中心として編集を行い、隔年で発行している、『法人職員ハンドブック』をテキストとして活用している。

○SD の実績

SD に関わる取り組みを以下に示す。

- ・法人の「職員研修実施計画」に基づき実施する研修「SD サマープログラム」や、公立大学協会が主催する「公立大学職員研修協議会プログラム」に本学職員が参加し、高等教育機関の特性や近年における環境変化、法制度、中央教育審議会答申等、高等教育施策の動向や、公立大学における教職協働の取組等を学んだ。
- ・法人職員として必要な基礎力、知識等の学習を促すために実施される「法人職員基礎知識理解度測定」に向けて、8 月頃を対象に法人職員として修得すべき基礎知識を体系化した「法人職員ハンドブック」を活用した OJT、職場内研修を実施した。
- ・教職協働を推進するため、学長から職員に対する講演「産業技術大学院大学 SD 研修—本学学生のプロファイル—」を平成 30 年 8 月に実施した（根拠資料 10-18）。さらに、各教員から専攻の特色、PBL のテーマ、情報セキュリティ・プロジェクトマネジメントの講話を教職員に実施し、お互いの問題共有を図っている（根拠資料 10-19）。

点検・評価項目④でも述べたように、本学の組織は比較的小さいにも関わらず、教職員が共に同じ方向を向いて仕事をすることで、大学運営を円滑に実施している。これは上述のように、教職員合同の FD・SD セミナーなどを開催し、教職員の一体感を醸成することで実施可能となるものである。さらに、本年度新規に教職員合同で、研究科再編に纏わる議題で OST (Open Space Technology) 形式でのグループワークを平成 31 年 1 月に開催し（根拠資料 10-20）、教職員間の意識合わせを行い、適切かつ効果的な大学運営を行うための活動とした。

以上のように、大学運営を適切かつ効果的に行うための、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策が講じられている。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、
その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：大学運営の適切性について定期的な点検・評価の実施

評価の視点2：改善・向上のための活動

東京都の附属機関である東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）は、法人に対して地方独立行政法人法第78条に定める業務実績評価（公立大学法人評価）を行っている（根拠資料1-10）。業務実績評価とは、法人の設立団体（東京都）の資源配分や政策判断のため、また、法人の業務の公共性・透明性を担保するために行われる評価であり、評価の対象である法人の業務の中には、本学の業務が含まれることから、本学の業務も評価対象となる。公立大学法人の場合、設立団体（都）が法人の意見に配慮した上で策定する6年間の中期目標（都議会の議決が必要）を受け、法人が6年間の中期計画を作成して東京都知事の認可を受けることとされている。

そのほか、外部者による点検・評価としては、認証評価がある。前述したように、平成27年度に、産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻が、平成29年度には創造技術専攻が、認証評価機関による分野別認証評価を受審している。

これらの定期的な点検・評価結果を改善に結びつける継続的な取組として、業務実績報告作成に係る自己評価及び東京都地方独立行政法人評価委員会（公立大学分科会）による評価の過程で出された意見に対して、改善のための対応について計画を、学長や研究科長等をはじめとする本学幹部教員（学長、研究科長、OPI長、附属図書館長、研究科長補佐）と事務局幹部（管理部長、管理課長、各係長）によって構成されている運営会議（旧：年度計画進捗管理会議）で策定し、各種運営委員会にて審議・改善し、改善状況を教育研究審議会にて報告を行っている（根拠資料2-2）。

また、分野別認証評価を受けた際には「C（懸念）」あるいは「W（弱点）」とされた項目についての改善活動を行っている。これらの項目に係る改善状況についてそれぞれ専攻でまとめた後に、自己点検・評価委員会や認証評価報告会などの場を活用して、学内における情報共有を図っている。改善のための具体的な取組にあたっては、本学事務局、認証評価WGなどと連携して活動しており、シラバスに記載する各科目評価基準の明確化や、PBL型科目の評価に係る根拠資料の保存などを行った。この結果として、情報アーキテクチャ専攻では平成22年度と平成27年度に受審した分野別認証評価では、「W（弱点）」が5項目から0項目、「C（懸念）」が6項目から3項目へと改善された。一方、創造技術専攻は、平成24年度に受審した分野別認証評価で、「W（弱点）」が3項目、「C（懸念）」が2項目であった。その後、情報アーキテクチャ専攻と同様な手続きで改善を行い、平成29年度の実績では、「W（弱点）」が1項目、「C（懸念）」が7項目と、「W（弱点）」の項目を削減することができた（根拠資料10-21）。

法人が受ける監査については、実施の主体や目的に応じて、以下のものが実施されている。

会計監査人による「会計監査」、法人の監事による「業務監査」及び「会計監査」、内部会計監査規程に基づく「自己監査」及び「自己点検」、東京都による「財政援助団体等監査」、国から交付される国庫補助金や科学研究費補助金等の補助金に対する「会計検査院による会計監査」を実施している（根拠資料 10-7【ウェブ】、資料 10-8【ウェブ】）。

以上のように、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を実施し、改善・向上のための活動を行っている。

（２） 長所・特色

大学運営においては、適切に定められた中期計画・年度計画を公表し、学長をはじめとする所要の職や教授会等がそれぞれの役割を果たしつつ、協力しながら、中期計画・年度計画に則って大学運営を行っている。また、予算編成及び予算執行も適切に行われている。これらは、本学は東京都が設立する公立大学として、すべて東京都の監督下で厳密に行われている。

（３） 問題点

特になし。

（４） 全体のまとめ

大学基準において、「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。」とあるが、「現状説明」に記載したように、適切に定められた中期計画・年度計画を公表し、学長をはじめとする所要の職や教授会等がそれぞれの役割を果たしつつ、協力しながら、中期計画・年度計画に則って大学運営を行っている。また、予算編成及び予算執行も適切に行われている。

また、大学基準には、「教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず職員の資質向上に取り組まなければならない。」とも記されており、「現状説明」に記載したように、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設置し、その事務組織が適切に機能している。また、職員及び教員の意欲及び資質の向上を図る活動が行われている。さらに、大学運営の適切性については、定期的な点検・評価が実施され、改善・向上のための活動が実施されている。

これらの取り組みから、大学基準に照らし極めて適切に、大学運営が行われ、定期的に点検・評価が実施され、改善・向上への活動が行われていることから、その内容は卓越した水準にあるといえる。

(2) 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか

評価の視点1：中・長期の財政計画を適切に策定

点検・評価項目1-①でも述べたように、地方独立行政法人法により本学は6年間の中期目標を策定することが定められており、その中で計画遂行に必要な中・長期的な財政計画も併せて策定されている（根拠資料1-7【ウェブ】）。法人全体としての予算は、第3期中期計画期間（2017～2022年）の合計で、およそ1,700億円であり、その内、約4～4.5%程度が本学の予算となっている。中・長期的な計画の変更がない限りこの内容に則して大学運営が行われている。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための中期財政計画を適切に策定していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：財政基盤の確立

公立大学法人首都大学東京の主な経常的収入は、東京都からの運営費交付金及び施設費補助金、授業料収入・学生納付金等の自己収入及び外部資金から構成されている。平成29年度では、運営費交付金及び施設費補助金が約8割、自己収入が約2割である（根拠資料10-26）。なお、運営費交付金のうち、法人の経常的な大学運営に係る事業費として財源措置が行われる標準運営費交付金については、使途を特定せずに交付されることから、経営努力によって予算執行を抑制し、その結果発生した利益金を「目的積立金」として積み立てることが可能である。各年度の経常的収入については、決算報告書に記載され、法人ウェブサイトにて公開されている（根拠資料10-6【ウェブ】）。

本学単独の収入としては、法人から配分される運営費交付金等のほかに、授業料収入・入学検定料収入等の自己収入等がある。このほかに、国際化のための目的積立金である「国際推進化ファンド」が本学に配分されている。

また、科学研究費補助金やオープンインスティテュート（OPI）における共同研究・受託研究等、外部資金についても、継続的な確保に努めている（大学基礎データ表8）。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を確立していると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は、東京都が設置した専門職大学院として、地方独立行政法人法を遵守し中期計画を策定すると同時に必要な財政計画も策定している。

そして、この裏付けとなる財政基盤については、東京都からの運営交付金及び施設補助金が経常的収入の8割を占め安定している。教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な適正な財政基盤が確立されていることが読み取れる。

また、外部資金の獲得状況の推移（大学基礎データ表8）を見ると、安定的に研究費が確保されており、教員あたりの獲得金額は約300万円であり、これらも、教育研究活動を安定して遂行するのに寄与している。

(3) 問題点

2020年を目途に研究科を再編し新たな学位プログラムの提供を検討しているが、今後さらに社会人リカレント教育の充実を図るためには、教育研究環境の拡充が必須となる。

そのため、設置主体などとの協議を進め、施設、整備に関わる財源の確保を中・長期的に進めていくことが課題となる。

(4) 全体のまとめ

大学基準において、財務に関し「教育研究活動を安定して遂行するために、明確で適切な中・長期の財政計画のもと、必要かつ十分な財務基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。」としているが、「現状説明」として記述したように、基準に相当する必要かつ十分な財政的基盤を確保し、公正かつ効率的に運営されている。

経常的収入は、東京都運営費交付金を中心として、学生納付金、外部資金等の安定的な収入を確保していることから、大学の目的にあった教育研究活動を安定して遂行し、教育研究水準の維持・向上にとって必要な経常的収入が継続的に確保されている。また、外部資金についても、安定的な確保を図っている。

これらの取り組みから、大学基準に照らし適切に大学運営が行われているといえる。

終章

産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門職人材の育成を目的として、平成 18 年 4 月に開学した専門職大学院大学である。平成 18 年開学時には情報アーキテクチャ専攻の一専攻でスタートし、平成 20 年には創造技術専攻が設置され 2 専攻の専門職大学院として現在まで運営してきている。開学以来、一貫した理念・目的の下で教育、研究、社会貢献に取り組み、これまでに 872 名の修了生を多方面の分野に輩出してきた。

現在、開学 14 年目を迎え、本報告書を作成する機会を得たことは、これまでの本学の取り組みを自己点検・評価する良い機会となった。全 10 章からなる大学基準およびこれに基づいて設定された点検・評価項目に照らし合わせながら、大学全体を俯瞰することは、本学の取り組みが正しいものであったことを再認識するとともに、弱い部分や足りない分を明らかにして、今後の改善方策を考えるのに役に立ったと言える。

今回、自己点検・評価を行った結果、基準 1（理念・目的）、基準 2（内部質保証）、基準 4（教育課程・学修成果）、基準 5（学生受け入れ）、基準 6（教員・教員組織）、基準 7（学生支援）、基準 9（社会連携・社会貢献）、基準 10（1）（大学運営）については、いずれも大学の理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にあると判定した。そして、基準 3（教育研究組織）、基準 8（教育研究環境）と基準 10（2）（財務）については、取り組みが概ね適切であると判定した。基準 3 について、本学は社会人を対象とした専門職大学院大学であり、大きく社会が変化していく環境の中、社会の要請に機敏に応えていく必要がある。しかしながら、その要請すべてに対応がなされていない部分があり、この点を組織体制にどのように組み入れていくかが永続的な課題として残されている。

今後も自己点検・評価結果を踏まえて、教育・研究活動、社会連携・社会貢献がより一層充実したものになるよう改善の PDCA サイクルを回しながら、東京都が設置した専門職大学院大学の責務として、引き続き、産業界の人材ニーズにマッチした高度専門職人材の育成に努める。

